

つ忠實に守られてゐるところの多くの習慣が存在する。これ等の習慣は、如何なる組織の助も借りないで、唯單に社會（Community）によつて支持せられてゐる。法律——政治的法律——はこれに反して、國家によつて支持されてゐる。しかしながら、法律も習慣も、歸するところ同一の基礎の上に立つてゐるものである。何となれば、國家それ自身さへも社會によつて支持されてゐるものであるからである。窮極に於いて、彼等（法律及び習慣）は共に社會的觀念、連帶の觀念及び共通利益の觀念の表現である。そしてこの事實の中に、我等は社會統一の根源を見出すのであつて、國家はこの社會的統一表現の一形式に過ぎない。

價値は設定せられる前に、必ず「感じられ」なければならぬ。例へば、經濟界に於ける總ての客觀的價値は、それ等を支持するところの諸制度や諸團體と共に、みな「經濟的に考へる人々の」主觀的價値判斷から抽出さ

れるものである。これと同様に、社會關係のすべての形式は「社會人」の主觀的價値判斷から來るのである。國家や、教會や、労働組合や、雇主組合を創設するものは、彼等即ち社會人である。彼等は感じた程度に従つて、これを爲すのである。國家に對して何を爲せ、何をなすべからずと言ふのも、また諸集團の活動に直接間接の制限を置くのも、みな彼等である。

社會はすべての形式の胚種である。それは組織ではなくて、むしろ組織の源泉である。如何なる組織も、如何なる政府形式も、社會的統一を保障することは出来ない。窮極の統一は、國家の權力にあるのではない。それは人々の連帶の中に横はつてゐる。共同の利益または共同の性質に關する觀念が、分裂的利益のそれよりも強ければ、それに従つて社會的統一の強さがあるのである。人間は社會的動物である。そして彼がそれを意識すればする程、社會の秩序は一層強く且つ大になる。』

と述べてゐます。

マクタイヴァーは、國家を大道路に譬へて説明いたします。彼は

「國家はすべての社會的交通の基本である。それ故に、人間は如何なる他の團體に屬するとも、彼は必ず國家の一員でなければならぬ。少くとも彼は國家に従はなければならぬ。もし彼が道路に對する責任を分擔しない場合でも、彼は少くともその道路の規則を守らねばならぬ。

しかしながら、彼は道路の上に生活してはゐない。これと同様に、人間は誰でも國家の爲に生活するものではないのである。彼の家庭は、田園や都會にある。そこから彼は彼の勞働の産物を收獲する。昔、道路に沿つて少數の家屋が散在して居つた時にあつては、人々は國家をもつて一切のもの所有者であるかの如く考へた。かくして道路の支配は專制政治となつた。何となれば、その管理者等は人々の全的生活を支配しようと要求した

からである。

しかしながら、徐々に人々はその眞意義を悟つた。彼等は今や漸く道路の維持に對しては、すべての義務は負ふけれども、この普遍的義務は、彼等の社會生活の全部を包容するものではないといふことを悟りつつある。田園や都市は、今や大道路から遠く離れて擴がりつつある。それ故に社會生活には、多くの關係が成立するやうになり、そしてこれ等は、社會關係をもつて國家關係であるとする在來の一元主義を否定するのである。國家は社會内に於ける諸大團體の一つである。そして國家固有の職能は、社會的諸關係の全體に對して、統一の形式を與へることである。この目的は、國家が他の諸團體に對して萬能的優越を占めてゐると僭稱しなくとも、有効に達し得らるるものである。國家は單にそれ自身の權利——それ自身の職能から來るところの——に於いて行動するばかりでなく、また、社會の

機關として行動するのである。それ故に、國家に對してその職能を與へるものは社會であり、その職能遂行について力を藉すものも社會である。』と説いて、國家は社會内に於ける諸大團體の一つに過ぎないと主張いたします。彼は國家を他の諸團體と對等の地位に置くのでありまして、ここに彼の根本的主張が存在するのであります。

マククイーザーは社會學者であります。彼は社會を協同體と見てゐます。複雑多岐に互る社會的關係も、窮極に於いては人々の間に存する共同の感情によつて調整せられると彼は考へてゐます。換言すれば、彼は、從來、社會の上位にあつたところの國家を引下ろして、彼の研究題目であるところの社會を、他の總てのものの上に置いたのであります。

二、クラッペの思想

オランダの法學者クラッペ(1857—)は、その著『近代國家觀』(Die Moderne Staats-Idee)に於いて、法律的な一種の多元主義的國家思想を提唱いたしました。彼は國家を政治的社會であるとは見ません。況んや彼は國家をもつて社會の上位を占めるものとは考へません。彼によれば、國家の職分は、法律の維持・執行や公共的福祉の維持・増進にあるのではない、むしろこれとは反對に、國家は法律的社會である、國家はそれ自身固有の法的標準と、法律の固有的源泉とをもつたところの、人類の一部である、それ故に、國家の職分は、人間相互の間に於ける諸利益に對して、法的價值を負はせることにあると説きます。

従つて、國家は法律の下位にあるのではない、國家は法律そのものの全き合體者である、國家はそれ以上でもなければ、また、それ以下でもない、國家の權力は法律の權力であると彼は言ふのであります。

しからば、法律の拘束力は如何なる基礎によるのであるか。クラッペは、法的

拘束力の源泉は、意思でもなければ、議會でもなければ、君主でもなければ、多數者でもないと言ひます。彼は「人間の中に躍動する正義の感情」が、法的拘束力の源泉であると説くのであります。即ち彼は「意志」よりも「感情」の中に、規範的源泉を見出すのであります。價値の標準は我等の中にある、種々な社會的利益及び私的利益を評價するのは、この正義の感情である、そして法律はこの正義の感情が、社會生活に於ける行爲の準則として組織されたものであり、國家はかかる法律の合體者である。法律は諸利益を規定して、そこに法律的諸關係を設定する、そして、これ等の諸關係を、獨立的にもつてゐるものが、既に述べた通り、國家そのものであるとクラッペは主張するのであります。彼は、總ての人は「正義の感情」をもつてゐる、人間が社會人である以上、正義の感情を缺如するものではないと説いてゐます。しかしながら、實際問題として、我々はどれを正義の感情と見てよいかといふことについて、選擇に迷

ふことがあります。殊にこのことは立法事業に於いてつねに當面しなければならぬところであります。これについてクラッペは、多數決主義を必要手段として認めます。もとより彼は、多數者の感情や價値判断が、つねに、また如何なるものについても、正當であるとは考へません。けれども、彼は極めて常識的に、多數者の感情は、多くの場合に於いて正當であると見てゐます。それ故に、彼は、最大多數者の正義感情をもつて、實際問題に於ける人間の正義の感情と見做すのであります。

國家内に於ける諸利益が、法律によつて調整されると同様に、國際社會に於ける諸利益も亦、國際法——否、むしろ超國家法——によつて調整されるとクラッペは説きます。そして彼の國際法もまた、やはり人間の正義感情から發生するのであります。國際法は國際的利益に關する限り、國家及び國家内の人々を拘束するのである。かやうにして、クラッペによれば、人間の正義の感情は、

國際的と國內的との二方面に現れる、國內に於ける諸利益は國內法により、また國際社會に於ける諸利益は國際法によつて、法的に關係づけられ且つ調整せられると言ふのであります。この意味に於いて、法律關係は正義關係であり、法律の支配は正義の支配であるといふことになるのであります。

クラッペの『近代國家觀』は、イェリネックやデュギユイと對立して、彼の所謂法律的支配としての國家、正義的支配としての國家を、歴史的且つ實際的に論證しようと努めたものでありますが、結果は一種の多元主義的國家思想を構成するにいたつたのであります。

三、コールの思想

一元的國家思想は横斷主義であります。これに反して、多元主義の國家思想は縱斷主義の思想であります。歐洲大戰以來、各種勞働組合の擡頭につれて、イ

ギリスに於いては、ギルド社會主義の高唱を見るにいたりました。(ギルド社會主義は、廿世紀の始めから唱へられてゐましたけれども特に高調されるやうになつたのは、歐洲大戰以來のことです)この主義は、在來の國家社會主義が分配を高調する傾向があるのに對して、生産を強調いたします。それは、勞働者の自由解放は、各産業の自治によつてのみ達成されると説きます。この主義の中樞概念は、『人間は本來自由に生まれながら、賃銀制度の爲に鐵鎖に繋がれるやうになつた。それ故に、賃銀制度を廢止することは、人間を自由に解放することであり、そしてこれはギルドの産業自治によつてのみ成就せられる。換言すれば、産業的自治は人間の本來的自由を勞働者に保障するものである。』といふのであります。この點に於いて、ギルド社會主義はサンジカリズムの主張と同一であります。しかしながら、ギルド社會主義は他方に於いて、消費者側の利益をも認めます。その結果、それは消費者側の利益を代表するところ

の國家の存在を是認いたします。それ故に、この主義の人々は、政治議會と産業議會との併立を提唱するのであります。彼等は在來の萬能的國家を認めません。彼等は總ての職能團體——國家もその中の一つである——を對等の地位に置かうといたします。總ての團體が職能的に對立して相互に牽制するところに『人間の自由』が確保せられると彼等は主張します。彼等の直接目的は、恐らく各労働組合、またはギルドの職能的獨立と、自治とを樹立することにあつたのでありませうが、しかし、その爲には、彼等はルソー的自然人權と、中世紀的ギルド自治とを説かなければならなかつたのであります。そしてその結果は、さらに、多元主義的國家論の提唱を見るにいたつたのであります。

ギルド社會主義者等の思想は、必ずしも一樣ではないのでありますが、しかし、多元主義政治思想といふ點から見れば、かのコールの『社會理論』(Social Theory)が、その代表的理論であると思はれますから、ここには該書の中に現

はれた彼の思想を述べることにいたします。

コールに従へば、人間は精神的にも物質的にも種々なる欲求を有してゐる。その結果として、人は種々な團體のメンバーとなるのである、家庭・學校・教會・俱樂部・工場・村・縣・國家及び世界等はその類で、各團體は大小に應じて抱擁するけれども、その方法たるや恰もサークルの如きものであるから、各團體は共にその獨立的存在を保つてゐるのである、そして國家なるものは、共通生活の地域を意味するところの Community(社會)ではなくて、或る一定の目的を達成せんが爲の團體に他ならない、それ故に、國家が全體的要求を爾餘の諸團體や各個人の上になすのは正當ではないといふのであります。即ちコールはかのマククイーヴリーの『Community』に現はれてゐる職能國家説を採つて、國家を教會やギルドや俱樂部と同一地位に置かうとしたのであります。各個人の生活は、かくして種々な團體に交渉を有するのであるが、團體生活なるものは、各

個人の利益幸福及び自由を保障する爲にのみ存在するのであつて、決して團體そのものの爲に存在するのではない。かやうに、コールは「個人」が窮極の目的であると説くのであります。

イギリスのボサンケットの如きは、國家をヘーゲル式に定義して、國家はそれ自身に於いて目的であると主張いたしましたけれども、コールはこれに反對して、國家は個人を離れて存在しないばかりでなく、國家に固有の意志なるものはない、唯これを組成する個人各自の綜合的意志があるのみであると主張します。國家はそれ自身目的でないとなれば、國家は何故に存在するのであるか。それは如何なる存在の理由を有するものであるか。コールはこれに答へて、それは一つの定まつた社會的職能を有するからであると言ひます。

彼によれば、社會は諸種の制度や集團の集合に過ぎないが、社會内に存する團體はみな或る種の職能を有する。その中でも最も多數人に必要なのは政治的

團體、職業的團體、及び消費的團體、の三つである。そして是等三大團體が如何に融和して行くかに、社會の統整がかかるといふのであります。

上述の如く人間は種々なる欲求をもつてゐるが、その中には個別的なものと共通的なものがあり、そして個別的なものが最初人類欲求の大部分を占めてゐたことは事實であるが、漸く成長するに従ひ、共通欲求を伸張する傾向を生ずるのが人間の心理である。それ故に、社會内の諸團體に於いても、社會全體の幸福を意識するにつれて、共通若しくは共同的傾向を帯びるものであつて、これは人間の共通欲求の發現に他ならないとコールは主張いたします。問題は溯つて、然らば社會内の一團體に過ぎない國家とは如何なるものであるか。また、それは如何なる職能を有するのであるか。コールは國家を定義して

「國家とは一定の土地に住居する全住民を、各人の差異に關しないで、強制的に抱擁する一つの領地的團體である」

と言ひます。かかる國家は、各個人の個別性にその基礎を置くものではなくて、専ら各個人の同一性（各人の性情の一部である）をその結合原則とするものである。そしてまた、ここに國家の職能的基礎も存するのである。即ち國家の職能は、各人の性情の一部であるところの同一性の上に基礎を置くのである。普通の人々は、國家の職能をもつて經濟的、政治的及び調整的の三つとするのであるが、コールは國家の職能を前二者のみに限り、調整的職能を與へるべきでないと言張するのであります。

先づ國家の經濟的職能について言へば、各人はみな消費者であるから、消費に關することは國家職能の正當なる範圍である。そして消費額は、各人の収入若くは所得の多少によつて定まるのであるから、民衆的に所得を平等ならしめやうとする新租税の如きは、國家の採るべき當然の手段である。また、消費は價額の如何によつても左右される。それ故に、價額を支配することも亦、國家

の職能範圍に屬する。かくして國家は所得と價格とを支配することによつて消費に作用し、もつてその經濟的職能をつくすのである。次に國家の政治的職能について言ふならば、これは社會内に於ける各人の人的關係を支配するものであつて、各人に共通する事柄であるから、國家の正當な職能である。即ち國家は結婚、兒童保護、犯罪の防止及び科刑並びに白痴保護等の如き事柄について活動しなければならぬ。それから調整的職能についてはコールは前述の通り否定的であります。國家なるものは社會内の一團體に過ぎない。かやうなものに、自己と他團體との係争若くは他の諸團體間の係争を調整せしめるのは、恰度、自己を自己に關する裁判事件の裁判官とするに等しい。のみならず、それは國家を優越的地位に引き上げる恐れがある、それ故に、かかる係争を裁判する機關は、他のものでなければならぬと彼は主張いたします。國家たると爾餘の諸團體たるとを問はず、各團體は皆それぞれの職能を有する。例へば生産者等

の團體は生産に關する社會的職能を有するが如き即ちこの類である。従つて各團體は各自の職能範圍を守らねばならぬが、一社會に於いて、各職能團體がその職能を全うしようとすれば、協調を要する。協調には代表者等がなければならぬ。しかしながら、代表者等は在來の議會の議員等のやうに、選舉人の人格を代表するものであつてはならない。何となれば、人が他人の全意志を代表することは不可能であり、且つ如何なる人と雖も、人間の要求する總ての職能を代表し得るものではないからである。全意志の代表は事實に於いて、代表者の意志をもつて被代表者の意志に代へる結果を惹起する。それ故に、眞の代表は一般的代表でなくて、一定の目的のみに作用する特殊代表でなければならぬ。換言すれば、各代表者は各團體の職能に屬する事柄のみを代表すべきである。これを職能代表と稱する。國家を始めとして種々なる職能的團體は、相集つて社會的聯合會議を組織する。この會議はいふまでもなく、各職能團體の代表會

議であるから、『職能的に組織せられた社會生活』の綜合である。そしてこの會議に於いて、各團體が如何に融和するかは、擧げてデモクラシーの將來を卜することになる。

國家は共通の利害を有する消費者の利害を全般的に代表するが、生産者等の利害は生産者間に共通するものが少ないから、これは各種職業に應じて個々に成立してゐるギルドによつて代表せられる。そして、社會内の各人はその利害を有する職能については、すべてその數だけの投票權をもたねばならぬ。例へば、國家に對して一票、或るギルドに對して一票、教員組合に對して一票といふ風に、己れの利害の係はる限りはすべての職能に對して一票宛を有するのである。但し一職能に二票投することは許れない、社會内の優秀者は代表者に選出されるか、若くは自己の能力、徳望等によつて他を動かすことが出来るから、一職能に對して普通人よりも多く投票權を有する必要はない。また、各選舉人

と代表者との責任關係は、從來に於ける議會政治のそのやうなものではなくて、代表者はリコール(代表者召還制度)や、日常の忠告及び批評を受ける地位に置かれるのである。

次に、從來の三權分立主義は專制政治や議會萬能主義の廢れた今日、無意義となつたから、三權分立に代へるに職能的分立をもつてすべきである。これは社會構成の新條件であるとコールは主張いたします。即ち國家を初めとして各職能團體は各自に立法部や行政部を有して、團體内部の自治を行ひ、且つ職能遂行に關して司法部をも有し得る。そしてこれ等はみな等しく社會的地位と勢力とを有する。従つて各團體の立法部より發せられる各法律は、みな同等の強制力を有することになるのである。また、社會の地域が廣大なるところにあつては、各職能團體内部の直接政治は概して困難であるから、各團體は「地方區」を設けることが必要である。この地方區は、人々のコンモン・ライフと地方的意

識とを標準として、びつたり合ふやうに區割されなければならない。地方區内の人々は、地方區の公職につく人々を直接に選舉する。そしてこの地方區は、區内の一職能(何となれば、地方區は職能的地方區であるから)を完全に自治する。一つの職能的地方區と、他の職能的地方區とは、同一地域にあるを便とするが、或る職能的地方區が同一區内のコンモン・ライフと合はぬ時はその職能的地方區だけを事情に應じて伸縮することが出来る。同一地方區内に存する諸職能的地方團體は、協調せんが爲に區内聯合會議を開く。地方區の上には社會的職能團體があり、地方區の下には部落的職能團體がある。社會的職能團體は、各地方區(職能的)を調整することをその主たる任務とする。各社會的職能團體の機關は各職能的地方區會の人々によつて選舉される。それ故に地方區内の人々より見れば、間接選舉となるわけである。

コールに従へば、公共的精神は、人々が日常彼等の隣人と交際する時に培養

せられる。人々が彼等の親友等と一層激しく衝突するのは、愛や憎悪が近親間に一層深く培はれることを證明する、協力は内に始まつて、外に擴大するものである、それ故に、地方的意識の背後に在る地方的感情は、窮極に於いて社會的協力の鍵であると主張いたします。

かかる職能的社會には、社會的に全體としての調整力がなければならぬが、コールによれば各團體には各自の調整機關が存するが、社會全體の調整機關としては、前述のやうな協調の爲の社會聯合會議をもつてこれに充てる。この聯合會議は立法事業を行ふこともあるけれども、それよりは寧ろ、主として融和的且つ裁判的な職能を行ふのである。従つて、この會議には職能遂行に必要な諸設備(軍備の如き)が附屬する。社會聯合會議に最高の強制力を賦與する重大な理由は、單に便宜であるばかりでなく、社會内の諸職業團體そのものの性質から來るのである。即ち職能的に組織された社會内の各團體は、その職業範

圍に關してのみ強制力を有するに過ぎないから、社會全體に影響する事柄については、これを協調乃至調整機關たる聯合會議をして取り扱はしめるを穩當とする。これコールが社會的職能團體について、司法部の分立を容認するに躊躇する理由であります。しかしながら、各職能團體及び社會聯合會議の有する強制力なるものは、各人の職能的社會組織に關與する部分についてのみ行はるべきものであつて、それ以外の事柄に及ぶことは絶対に許されない。何となれば、各人はみな一面に於いて、社會的に組織されることの出来ない人格の所有者であるからである。それ故に、最高の強制力と雖も、各人の自由と人格とを絶滅するやうな、かの死刑を各人に強要することは出来ぬ。

以上のやうな職能的社會組織は、これをその儘擴張して國際的に適用することが出来る。即ち世界的生産者の諸團體、世界的消費者の團體、及び世界的宗教諸團體といふやうなものがあつて、その上に調整機關としての世界的會議が

置かれるのである。かかる職能的社會組織にあつては、現代のやうな經濟階級が存在しないから、各人は可成的に經濟的平等と能力の解放とを享樂するにいたるべく、延いて各人の自由は確保せられることとなるとコールは説くのであります。即ちコールは職能的社會組織さへ成立すれば、かのマルクスやエンゲルス等がいふやうな、經濟的宿命説は最早作用しなくなると見てゐるのであります。(拙著最近政治思想史二〇二頁以下参照)

社會生活には常に「中心勢力」が實在してゐます。この中心勢力が比較的弱い時に、社會生活の動搖があるのであります。この動搖期は一種の過渡期であります。それは長く続くこともあれば、短く終ることもあります。しかし早晩、舊勢力の回復か、または新興勢力の優越的出現を通じて、中心勢力の確立を見ることはたしかであります。中心勢力の確立は、社會生活に於ける群雄割據の消滅を意味します。そして、これがやがて、政治思想に現はれては、一元

主義的思想——新たに修正された形式をとるとしても——の復活となるのであります。

・多元主義國家思想に於いては、社會(Community)を職能的有機體であると思ふしてゐます。それ故にこの思想はルソーの政治的デモクラシー若くは「國民主義」とは異つて、職業若くは職能の社會的平等を提唱するのであります。

この思想を主張する人々は、國家を——従つて政府を——一定の社會的職能の立場からのみ認めるのである、社會の合理的組織は各職能の聯合または聯盟でなければならぬ、中央集權的な横斷主義的組織は、もはや、今日の實情に適應しないところの不合理な制度である、新時代の組織は、すべて、フェデラリズム(聯盟主義)の上に立てられなければならないと説くのであります。

しかしながら、一部の人々の間には、この思想を實際に於いて文字通りに適用した場合には、それは恐らく無政府状態若くはそれに近い状態を現出するに

いたるであらうといふ推論がなされてゐます。それに拘らず、政治思想に對する多元主義國家思想の貢獻は、政府の活動を社會職能的に制限したこと、社會諸科學の領域を職能的に分類した點にあると見做されてゐるのであります。

今日、多元主義國家思想の變態的形式はロシア及びイタリーに於いて行はれてゐます。しかし、ロシアの制度の背後には共產黨があり、また、イタリーの制度の背後にはファシステイがあつて、一社會の中心勢力を構成してゐるのであります。

第十八章 獨裁主義政治思想

第一節 議會主義

今日の議會政治は、人格の尊嚴を高調するところの個人的平等主義の上に立つてゐます。社會内の個人等はその技能に於いて、知識に於いて、教育に於いて、職業に於いて、また、環境に於いて、必ずしも同一ではない、否、大いに異つてゐるとはいへ、各人は人間としては皆同一であり同價値である、甲といふ個人は、乙といふ個人よりも人間として劣つてゐるといふことはない、何と

なれば、各人の人格は絶對的のものであるからである、それ故に、一社會内のすべての人々は、その社會の共同經營即ち政治に、平等的に參與すべきものである、各人は同一の參政權を享有すべきものである。かやうな主張の下にデモクラシーの理論が生れたのであります。

もつとも、デモクラシー殊に普通選舉制度そのものは、何處の社會に於いても、『理論』そのものによつて、具現されたものとは言はれません。それは主として、政權の維持・獲得鬭争に於ける實際上の必要から成立せしめられるにいたつたものであります。けれども、『實際上の必要』といふことは、そのままでは、多くの場合、人々の道徳的承認を贏ち得るものではない。それは何等かの道徳的旗幟乃至口實を隨伴しなければなりません。否、その道徳的旗幟乃至口實が普通選舉施行の理由そのものであるかのやうに、形式を整へなければならぬのであります。換言すれば、法律の條文に書かれた場合の普通選舉制度

は、個人的平等主義のデモクラシーの理論によつて、解釋せられることになつたのであります。

かくして個人的デモクラシーの社會にあつては、成年男女はみな同一の政治的權利を賦與せられ、一人一票の原則に基づいて、所謂『我等の社會、我等の政治』に參與するのであります。古代ギリシヤのアテネや、スパルタの都市國家に於いては、自由人の數が五萬とか六萬とかといふ少數であり、且つ彼等は一地域内に密住的生活をしてゐましたから、自由人はみな市民會議に出席して、政治的權利を行使することが出来ました。しかしながら、現代に於けるが如き『大社會』にあつては、成年男女の總てが一箇所に集つて參政するといふが如きことは不可能であります。それ故に實際上の便宜から、人々は地理的に區劃せられて、その各地域的區劃内に於いて、各代表者を選び、これを中央に送つて參政の目的を果すことに定められてゐます。少くとも、理論的解釋に於いては

政治思想の變遷

さうなつてゐるのであります。そして、この地理的區劃とは、いふまでもなく各選舉區のことです。

かやうな理論は、封建的諸特權を地均らさんが爲には重大な役割を演じました。しかしながら、封建的諸特權が一度び政治的に地均らされた後には、個人的平等主義デモクラシーの上に立つたところの議會制度は、種々な缺陷を暴露するにいたりました。それは恰も病氣を癒す爲に少量の粥を攝取して來た胃病患者が、全快後も尙毎日粥を食ひ續けた爲に、却つて身體を虛弱にしてしまつたやうなものであります。

十九世紀の半ば以來、デモクラシーの議會政治は、種々なる批難を受けました。先づ第一に、それは社會各方面の職業的乃至經濟的利益の代表を保障しないと言つて批難されました。第二に、それは少數代表を認めないと攻撃されました。第三に、それは代議士の素質をブローカー的及び偽善者的のものとなし

たとの批評を受けました。換言すれば、今日の代議制度は眞の代表制度ではない、それは欺瞞的であり、申譯的の制度であると言はれ、そして、その下にあらる代議士は、不正直者の典型であるかのやうにまで批難されたのであります。

これ等の批難には慥かに事實上の根據がありました。それ故に、デモクラシーの議會制度は、第一の批難を除かんが爲に、或る程度の職能的乃至經濟的代表を認めました。第二の批難を免かんが爲に、それは比例代表制度を採用しました。また、第三の弊害を匡正せんが爲に、イニシアテイヴ、レフェレンダム、リコールの如き民衆直接政治の諸形式を採用いたしました。かやうにして、デモクラシーの議會制度は廢止される必要はない、それは今後と雖も永い生命を有するものとして、多くの人々の信頼を受けました。

しかるに、最近新たに二つの批難が、デモクラシーの議會政治に對して加へられるやうになつて參りました。第一の批難は、議會政治は、一部少數者殊に

ブルジョアの利益を中心とする政治であり、それは民衆的假面を被つた偽瞞的政治機構であるといふのであります。また、第二の批難は、今日の議會は、饒舌や妥協や政權獲得闘争のみに囚はれて、實際の仕事即ち經營を等閑に附してゐる、議會には戦後經營の能力がない、議會は烏合の衆であるから、困難に際して決断力をもたない、それは無力である、かくの如きものに社會の運命は託されないといふのであります。そして、前者を代表するものは、ロシアのレーニン(1870—1924)の思想であり、また、後者を代表するものは、イタリーのムッソリーニ(1883—)の思想であります。そして、兩者共に議會主義を行詰つたものとしてこれを否定し、獨裁主義を提唱してゐるのであります。

第二節 レーニンの思想

トロツキーの『レーニン論』によれば、『レーニンは意志の人であり、實行の

人である。マルクスはプロレタリア革命の豫言者であるが、レーニンはその實行者である。』と言つてゐますが、しかし、彼は單なる『實行者』ではありません。彼は原理を知悉してゐるのでありますけれども、それを實行を通じて實現し且つ實際に適合したものにしようとなつたのであります。彼は労働階級に追隨したのではなくて、それを指導したのであります。彼のイデオロギーは前衛主義でありまして、このプロレタリアの前衛的闘争團體の活動を通じてのみマルクス主義は成就されると彼は考へたのであります。それ故に、『マルクス主義よりレーニン主義へ』は、今日、ロシア共産黨の標語となるにいたりました。マルクス主義は『準備の時代』即ち、プロレタリアの階級的結成時代に對するものであり、これに反して、レーニン主義は資本的帝國主義の爛熟時代——従つて——プロレタリア革命の實行時代——に對するものであります。

スターリンはレーニン主義を定義して『レーニン主義は帝國主義時代及びブ

ロレタリア革命時代のマルクス主義である。もっと明確に言へば、レーニン主義は一般的には、プロレタリア革命の理論及び戦術であるが、特にそれはプロレタリア獨裁の理論及び戦術である。『Lenin und der Leninismus, S. 5』と述べてゐますが、これはレーニン主義を最も適切に言ひ表はしたものであるやうに思はれるのであります。マルクスはフランス革命に於けるルッソーと同じく革命の鼓吹者でありましたから、『破壊』や『公平なる分配』のみを高調しました。これに反してレーニンは、青年時代から革命の實行に従事した老練なる革命實行の理論家であり、戦術家でもありますから、彼は『建設』や『新社會組織』や『生産』や『經營の重要』を力説したのであります。

レーニンは千九百十七年八月に、『國家と革命』を書いて彼の學說の骨子を發表いたしました。この書に於いて彼は、議會政治を否定し、プロレタリア獨裁(無産者獨裁)をもつて、資本主義から共產主義へ推移する過渡時代の『政治

形式』として、必要且つ避け難いものであると主張いたしました。

彼は

「數年間に一度づつ、支配階級のどの部分が、議會を通じて民衆を抑壓すべからざるかを決定すること——これが中産階級的議會主義の本質である。……しかしながら、かかる議會主義から遁れる道は、もちろん代議制度や選舉制度を廢止することに於いて見出されるものではない、それは代議制度をして、單なる「饒舌の場所」から「仕事の場所」に変更せしめることに於いて見出される。代議政治の國に於いては、國家の實際の仕事は、「黒幕」によつて決定せられ、諸行政廳によつて執行される。そして議會自身は、一般民衆を欺瞞するといふ特別の目的の爲に饒舌することを本務とする。……」

資本主義社會に於いて、我等はデモクラシーの政治形式を見出すが、し

かし、このデモクラシーは、つねに資本家的搾取の狭い體制によつて束縛されてゐる。それ故に、それは事實に於いて、つねに少數者のみの爲のデモクラシーである。換言すれば、それは有産階級——富者階級——の爲のデモクラシーである。資本主義社會に於ける「自由」は、古代ギリシヤ諸共和國に於けるそれと同じく、奴隸所有者等の爲の自由である。

近代の賃銀奴隸等は、資本家的搾取の諸條件の爲に、悲慘な生活状態に置かれてゐるから、デモクラシーにかまつてはゐられない。彼等は政治に對して時をもたない。それ故に平時に於いては、人々の大多數は政治生活に參與することを阻止されてゐる。

かかる資本主義的デモクラシーが圓滑に發展して、一層大なるデモクラシーに進むことはあり得ない。しかるに、自由主義の教授達や、下層中産階級の日和見主義者等は、それを信ぜよと我等に説きつけてゐる。けれども

共産主義への進歩的發展は、一に無産者の獨裁を通じてのみ成就される。何となれば、搾取的資本家等の抗拒を打破し得るものは、ひとり、プロレタリアあるのみであるからである。』

と議會主義を否定して無産者獨裁を説いてゐます。

しからば、プロレタリアの獨裁それ自身は、彼の所謂『國家』であるかどうかといふに、レーニンはこれについて次の如く答へてゐます。

『資本主義より共産主義へ推移する過渡期に於いては、「抑壓」はなほ未だ必要である。しかしながら、この場合に於いては、それは被搾取的多數者による搾取的少數者の抑壓である。抑壓に對する特殊機關——それは國家である——は、必要であるけれども、これは今や過渡期的國家と稱ばるべきものであつて、もはや普通の意味に於ける國家ではない。何となれば、昨日まで賃銀奴隸であつたところの多數者による搾取的少數者の抑壓は、

比較的簡單且つ容易な事柄であつて、それは奴隸や農奴や賃銀労働者等の蜂起を抑壓する場合よりも容易であり、且つ流血の慘事を見ることのないからである。』

即ち彼の無産者獨裁は所謂ルッソー式デモクラシーではなくて、プロレタリア・デモクラシーであります。それはブルジョアを排斥したプロレタリアのみの國家であります。

かかる過渡期を經過した後、國家はどうなるのであるか。レーニンは、かのエンゲルスと同じく國家は消滅するにいたるであらうと説きます。即ち彼は次のやうに述べてゐます。

『最後に、共產主義の下に於いてのみ國家は全く不必要なものとなるであらう。何となれば、ここに於いては、他を抑壓するものがないからである。もとより我等は空想家ではない。我等は共產主義の下にあつても

極端な個人があるであらうといふことや、かくの如き「極端」を抑壓する必要があることは知つてゐる。しかしながら、抑壓の特別機關としての國家は、もはや必要ではない。この「極端」に對する抑壓は、先づ第一に民衆全體によつて爲されるであらう。恰も文明社會の群集が、街頭に於いて喧嘩してゐるものを引分ける如くである。第二に、我等は社會生活の準則を破るところの「極端」の根本的な社會的原因は、大衆に對する搾取、彼等の貧困であることを知つてゐる。それ故に、この主たる原因が除去されれば、「極端」は必然的に消滅するやうになるであらう。我等はそれが如何に早く、また如何なる進化の階段に於いて消滅するかを知らない。けれども、我等は、それが必ず消滅するであらうといふことを知つてゐる。』

彼は三權分立主義を斥けて、すべての權力を一つの中心に置くソヴェート組織を採りました。彼は第三インターナショナルを創設したり、農民に對する政策

としての新經濟政策を採用したりいたしました。けれども、これ等はみな主として共產黨の權力を維持する爲に工夫されたもののやうであります。

レーニンは、(一)暴力による權力の略取、(二)プロレタリアの獨裁、(三)ブルジョアに對する徹底的抑壓、(四)前衛主義、(五)共產黨の自己批判、(六)農民の誘導、(七)革命の戰術等についてマルクスの説き及ばなかつた點を補足し、大成いたしました。彼は、今日のデモクラシーは眞のデモクラシーではない、眞の徹底的なデモクラシーは、共產主義社會に於いてのみ見出されるのであると考へてゐます。彼の理論を見るに、彼がカウツキー等の民主的手段——議會政策——を否定して、革命的プロレタリアの獨裁を主張したところまでは、論理は極めて明快であります。それ以後の問題になると、彼は『もとより我等は空想家ではない』と言ひながら、一躍して『理想郷』を描いてゐるのであります。レーニンの『マルクスの理想郷』は彼の實現しようとした眞の目的であつ

たか、或ひは共產黨の獨裁政治に對する旗幟であつたかは、今日、大いなる謎として残されてゐるのであります。

第三節 ムツソリーニの思想

ムツソリーニは、元來、革命的社會主義者でありましたが、歐洲大戰當初、イタリーの參戰を主張したことが動機となつて、社會黨から除名された(千九百十四年十月二十五日ミラノの大會に於いて)のであります。彼は千九百十九年の春に『ファッショ・デイ・コムバティメント』(戰鬥員團)を組織いたしました。これは彼が

- (イ)自己保存の爲、即ち社會黨の復讐に備へるため
- (ロ)歸還軍人を自己の陣營に引き入れるため
- (ハ)イタリーの赤化を防ぐ爲、即ち社會黨の勢力増大を防ぐため

であつたと言はれてゐます。

彼はイタリーのブルジョア政府に反対するとともに、當時共產主義化してゐたところの社會黨に反対いたしました。彼は

『新規蒔き直しが必要である。既成政黨の吊鐘は鳴り響いてゐる。我々は我々の勝利（イタリーの戦勝）の實果を抑留する國際金融業者等と闘ふため、我々は塹壕から工場へと歸還した人々に對して正義の新精神をもつて應對することの出来ない國內の財閥と闘ふために、新人物を要求する。』と主張しました。彼はレーニンと同じく戰術家であり、行政上に於ける實際的才能の持主であります。彼は議會主義を攻撃して、行政部獨裁主義を主張いたしますが、しかし、彼の主張は純理論であるといふよりも、むしろ實行及び『必要』に對するヂヤステイフィケーションであります。それ故に、彼の思想は實際事件に關聯せしめてのみ了解することが出來ます。

ムッソリーニは、活動の人であるだけに、「闘争の必要」を説いて次ぎの如く言つてゐます。

「闘争はすべての事物の根柢に横はる。何となれば、生活は諸反對によつて満たされてゐるからである。愛と憎、白と黒、晝と夜、善と惡といふやうな反對が存在する限り、闘争は宿命的事實として、つねに人間性の根柢に横はるであらう。そしてそれがさうであるといふことは善事である。今日我等は、戦争や、經濟的競争や、相反する諸思想等をもつてゐる。しかしながら、我等は、すべての闘争の消滅する日は憂鬱の日であり、それはすべての事物の終焉を意味するものであり、また廢滅を意味するものであることを知つてゐる。けれども、この日は來らぬであらう。何となれば、歴史はそれ自身「變化するパノラマ」であることを示してゐるからである。それ故に平和と靜穩とに歸らうとする企ては、現在の動的時代に逆行して

闘ふものであると言はなければならぬ。

我等は今後の闘争に對しても準備する必要がある。國際主義者等は、各國が四海同胞的感情に浸つて、國際的に握手するものでなければ、平和時代は來らないと言ふ。予は——自分だけは——かかる思想を餘り信用しないが、しかし、これを排斥しようとも思はない。何となれば、予は何事をも排斥しないからである。すべてのものは可能である。不可能なものや矛盾したものでも、實現の可能性はある。

しかしながら、今日、特に今日に於いて、國際的基督教共產主義の流砂の上に、我等の家を建てることは、極めて誤謬であり且つ危険であるであらう。(ムッソリーニ演説集)

彼はロシアの共產主義を否定して愛國主義を鼓吹いたします。即ち彼は

「ファシズムの礎石は愛國主義である。即ち我等はイタリー人である

ことを誇りとする。……共產主義は、人間が數として勘定されるところに於いてのみ可能である。それは各人が個人として取扱はれ、且つ個性を多分にもつてゐるところのイタリーに於いては、不可能である。しかし、今日ロシアにボルシェヴィズムは存在してゐるか。否、それは、もはや存在してゐない。ロシアにはもはや工場委員會はない。そこには唯工場獨裁官等が残つてゐるだけである。八時間労働制は十二時間のそれによつて代られた。平等の賃銀制も亦廢されて、三十五等級からなる技能本位の賃銀制が樹てられた。ロシアには自由さへもない。しからば、ロシアには無産者の獨裁政治が存在するか。社會主義者等の獨裁政治が存在するか。否、かくの如きものはない。ロシアに存在する獨裁政治は労働者等のそれではない。それは共產黨に屬する極めて少數な有識者等の獨裁政治に過ぎない。數人よりなるこの獨裁政治は、ボルシェヴィキの獨裁と稱ばれるところのもので

ある。我等はかくの如きものを、イタリーに欲しない。』(同書)
と、言つてゐます。

しからは、ムッソリーニの行政部獨裁主義とは、如何なるものであるかといふに、彼は

「諸外國の責任ある權力者等に向つて、我等は次の如く言ひたい。若し、諸君が生存を續けたいならば、諸君は饒舌の議會制度を廢止しなければならぬ。諸君は權力を行政部に與へなければならぬ。若し諸君が生存を續けたいならば、諸君は今世紀の重大問題即ち資本と労働との關係に直面しなければならぬ。我等は資本と労働とを、共同目的の前に——イタリー民族の繁榮と偉大との前に——平等に置くことによつて、これが解決を成就したのである。』(ファシスト七週年祝賀會上に於ける演説)
と説くのであります。

しかし、彼は議會を全然廢止しようといふのではありません。彼は饒舌の議會を必要とは思つてはゐないのでありますけれども、それが行政の邪魔にならない限り、存置せしめてもよいと考へます。これについて、彼は次のやうに言つてゐます。

「我等は民衆の玩具——議會——を取り去らうとは欲しない。我等は議會を「玩具」と稱ぶ。何となれば、民衆の大部分は議會をさういふ風に考へてゐるからである。一千百萬の有権者等の中で、六百萬人が選舉に於いて棄權するのは、この事實を證明するものではないか。けれども、それに拘らず、もし我等が民衆の手から彼等の玩具を取去つたとするならば、彼等は恐らく悲むであらう。しかし、我等は決してそれを取去らないつもりである。』

ファシズムは、一部の人々から、暴力的保守主義であると批難されてゐます

が、ムッソリーニは、ファシズムは保守主義ではないと説いて

「我等はかの頑冥な傳統主義者ではない。近代都市に於いては、すべてのものが變革されなければならない。古代的街路は、もはや電車、自動車による交通の重荷に堪へ得るものではない。……如何なる社會的變遷もそれが必要である以上、予の心に反するものではない。この意味に於いて、予は労働者等による工場管理や、彼等の共同的經營を認める。予が彼等に註文するのは、彼等が明確な良心と、専門的技術とをもち、且つ生産の増加を圖らなければならぬといふことである。もし、このことが雇主によつてでなく労働組合によつて保障されるならば、予は労働組合が雇主等に代つて工場を經營する権利をもつてゐると言ふに躊躇しない。」(ムッソリーニ演説集)と、論じてゐます。

暴力の行使については、彼は肯定的であります。彼は次の如く主張してゐま

す。

「暴力は不道徳的でない。それは時に道徳的である……もし、七月末から八月始めに亘る四十八時間を通じて、組織的に行使されたあの暴力がなかつたならば、我等は恐らく今日の光明を見ることは出来なかつたであらう。我等はあの短時間に、説教や宣傳を四十八ヶ年行つても尙ほ得ることの出来ない結果を獲得したのである。それ故に、暴力がこの種の壞疽を除く去する時には、それは神聖なものとなり、必要なものとなる。……歴史の轉回期に於いて相反する利益や思想が問題になつてゐる時には、暴力がつねに決定するのである。我等が軍隊を組織して、嚴肅な訓練を施すのは、これが爲に他ならない。問題が武力に依頼することによつて決定せられなければならぬ場合には、我等は必ず勝つに相違ない。」

また、或る一部の人々は、ファシズムは、資本主義的獨裁主義であると見て

るのでありますが、ムッソリーニはこれを否定して、ファシズムは超國家的であると主張いたします。彼は

「我等の國家は單に次の如く言ふ。國家は一黨派を代表しない。國家は全體としての國民を代表する。それはすべてを含み、すべてのものの上に超越する。それはすべてのものを保護するのである。」
と述べてゐます。

しからば、イタリアに於ける行政部獨裁主義のプログラムは何であるか。彼はこれについて

「我等のプログラムは簡單である。我等はイタリアを支配することを望んでゐる。人々は我等にプログラムを示せと言ふ。しかしながら、プログラムは今日まであまりに多過ぎる。今日、イタリアの救済の爲に必要なものは、プログラムではない。それは人物と意志の力である。我等の採らうとする

國策は、次ぎの三語に要約される。即ち能率的經濟、仕事及び訓練である。」
と言ひます。

彼は國家機關——政府——から、出來得る限り經濟的屬性を引き離して、それを民營に移したいと考へてゐるやうであります。彼は國家の主たる職能は、警察、教育及び軍事であるべきであると主張して、國家の職能範圍を統制的及び精神的活動に極限してゐます。それ故に、ムッソリーニは、次の如く説くのであります。

「新イタリア政府の經濟政策は簡單である。予は國家はその産業的職能殊に獨占的性質のものを拋棄すべきであると考へる。何となれば、それは國家機關にとつて不適當であるからである。予は、戦後の危機から速かに民衆を救済しようとする政府は、どの政府でも、容喙的若くは制限的立法を拋棄して、私人の企業に自由活動を與へなければならぬと考へる。我等が

目睹した大なる歴史的經驗の一つは、私人的自發心と個人的努力とを排斥するすべての社會經濟制度は衰れにも短命であることを證明する。』

しかし、彼は既に述べたやうに、資本主義に傾いてはるません。彼は資本主義經濟組織は遽かに崩壊しないとは考へてゐますけれども、今日の資本主義に重大な意義を認めてはゐないのであります。彼は資本家と労働者との上に立つてゐます。殊に彼は労働者を敵に廻はしたくないと考へて労働者に對しては、次の如き一種の組合主義を提唱してゐるのであります。

「我々の敵の希望を強めるところの他のものは、大衆の存在である。諸君は予が大衆といふ新しい神を崇敬しないことを知つてゐる筈である。この新しい神は、デモクラシー及び社會主義者が創造したものである。彼等は大衆は多數者であるから正當であると言ふ。しかしながら、これは全く誤謬である。むしろこれとは反對に、大衆は正當でないことを屢々證明し

た。兎に角、歴史は人類社會に於ける深甚なる變更を惹き起したものは、つねに少數者——初めから極めて少數の人々——であつたといふことを示してゐる。我々は、假に大衆が粉骨碎身的に労働したとしても、彼等を禮讚しない。むしろその代りに、我々は、イタリーに新規な思想や諸要素を採用して、社會生活の實驗に供するであらう。もとより、我々は大衆を黜けることはしない。彼等は我々のところへ來たのである。我々は彼等を迎へるにその向ふ脛を蹴るべきであるか。彼等は誠實であるか。彼等は確信若くは恐怖の結果として我々のところへ來たのであるか。それとも、彼等は社會主義者から獲ようとして失敗したところのものを、我々から得たい爲に來たのであるか。これ等の疑問は實際不必要である。何となれば、何人も未だ彼等の眞意を看破し得ないからである。

それ故に我々はサンディカリズムを採用しなければならなかつた。人々

は言ふ「汝等のサンディカリズムは總ての點に於いて社會主義のやうなものになり終るであらう。そして汝等は必ずや階級闘争を激成するに違ひない。」と。デモクラシーまたはその一分派——この分派は、ローマに於いて何人をも、また何ものをも代表しないところの多くの新聞紙を刊行して、泥を掻き立てることばかりやつてゐる——は、この方向に向つて働き續けてゐる。

しかしながら、我々のサンディカリズムは、他のそれとは異つてゐる。我々は如何なる口實の下に於いても、公益事業に於けるストライキを許さない。我々は特に今日の如き經濟的危機に於いては、諸階級間の協力を高調する。我々はこの觀念を我々の諸組合の腦髓に透徹せしめやうと努めてゐる。しかし、工業労働者も、またその雇主も、我々を脅迫してはならぬことを明かにする必要がある。何となれば、そこには越へてはならぬところ

の限度があるからである。工業労働者もその雇主——ブルジョア——も「全體としての國民は民衆から成り、そして労働大衆が動搖して仕事に就かないならば、全體としての國民は偉大になることは出来ない」といふことを、考慮の中に入れなければならぬ。ファシズムの事業は、民衆を有機的に民族と合一せしめ、かくして民族が彼等を必要とする時に、彼等が何時にてもそれに應じ得るやうに準備せしめることである。それは恰も藝術家が彼の傑作を創造する爲に、彼の素材を取り入れるのと同様である。ひとり大衆が民族の生活と歴史の密接な部分とを形成する時に、我々は初めて對外政策をもち得るのである。』

ムッソリーニは、一面に於いて、帝國主義者でありますから、國家とか民族とかといふものの「使命」を高調いたします。彼は「精神的使命」といふやうな精神的基礎に立たない國家なり民族なりは、永續しないと見てゐます。彼は

「予はイタリア國民をして強力なもの、繁榮するもの、偉大なもの、自由なもの、のどしいと希つてゐる」と言ひ、この爲には、一日十六時間働いても、或は命を失つてもよいと聲明するのであります。

従つて、彼の對外思想は次のやうな言葉となつて現はれてゐます。

「……第一にファシズムは、所謂國際聯盟の諸原則及びその活動を信じない。第二にファシズムは、朝に生まれて夕に死ぬことを繰返してゐる諸インターナショナルを信じない。第三にファシズムは、近き將來に於ける世界的軍備縮少を信じない。第四にファシズムは、イタリア政府の外交政策はヨーロッパ諸國の勢力均衡及び協調にあるべきことを主張する。」

普通のデモクラシーに於いて政黨が政權を獲得するには、何人も知る如く概して選舉過程によるのであります。即ち多數の投票を集めた政黨が、法律の規定に従つて政權を獲得するのであります。しかるに、ロシア及び

イタリアに於いては、それは暴力の行使によつて獲られたのであります。イタリアは、今日少數者の集團であるところのファシステイを率ゐるムッソリーニによつて支配されてゐます。そして、ムッソリーニは、イタリアの新支配者集團であり、且つ新貴族階級であるところのファシステイの使命に就いて次の如く述べてゐます。

「……多くの人々は我がイタリアが如何に組織されるか、ファシスタ國家に於いて正義は如何に行はれるか、良民は如何に保護されるか、學校と軍隊の問題は如何に取扱はれるかを知らうと欲して、注意の目を向けつつある。我等の中の一人でも不正を行ふ者があれば、それは國家の全組織に影響し、やがてファシズムを汚濁するにいたるであらう。我が友よ、諸君は諸君を待つ事業が如何に驚くべきものであるかを自覺されるか。諸君は精神的に準備を整へて居られるか。諸君は熱誠のみで充分であると考へられるか。」

予はさうは思はない。熱誠は人性に於ける原始的且つ根本的衝動であるから、必要缺く可からざるものである。實際、強烈な感情や宗教的神秘主義によつて鼓舞されるのでなければ何事をも爲すことは出来ない。

しかしながら、これだけでは充分ではない。我等はこれと共に頭腦の推理力をもたなければならぬ。予は危険に際してファシズムが、煽動主義の觀念に従はずに正義の觀念に従つて、自らを支配者たらしめるに必要なすべてのものをもつてゐると考へる。そしてイタリア社會をよく支配し、それを一層光榮ある運命に導き、一階級の憎惡、他階級の利己心を増加することなしに、すべての階級の利益を調節し、世界的事業に直面する爲にイタリア民族を統一し、忍耐力をもつてこの困難且つ巨大な事業を遂行することによつて、我等はイタリア史上に於ける眞の偉大な時期を劃し得るのである。」

要するに、ムッソリーニの政治思想は、彼の行動に對するヂャスティフィケーションでありますから、それは一貫した論理の上に立つたものではありません。彼は主義や論理よりも行動を重んじます。經濟的には消費よりも生産を重んじてゐます。彼の思想の中には、國家主義もあれば、サンディカリズムもあり、自由放任主義や勞・資協調主義もあります。彼は精神主義と英雄主義とを高調いたします。彼は共產主義と個人主義的デモクラシーとを否定します。彼は共產主義は階級的であり、また個人主義的デモクラシー即ちイギリス式の自由主義は個人第一、社會第二の思想であると見てゐます。ムッソリーニの思想は超階級的であり、超個人的であります。それは社會乃至民族第一主義でありまして、社會や民族の福祉の爲には階級や個人の福祉を犠牲に供してもよいと主張するものであります。この意味に於いて、ムッソリーニの思想は、階級や社會集團や個人の權利よりも、社會に對する彼等の義務を高調するものであります。『社會の爲

に」といふ彼の要求は、「イタリア民族の爲に」といふ彼の民族主義的要求を先行條件としてゐます。換言すれば、ムッソリーニの對内的政治思想は、彼の對外的思想と關聯させてのみ了解することが出来るのであります。彼は、政治と經濟とを分離させて、國家機關——政府——は主として政治即ち強力的統制の領域のみを守るべきものであると説いてゐますが、この點は多元主義的國家論者の説に酷似してゐるのであります。

彼は、千九百二十四年三月二十四日に、ファシズムの思想的内容は

- (一) 國家は強力でなければならぬ
- (二) 政府は自己自身を防衛しなければならないのみならず、それは、すべての分裂的攻撃から國家を防護しなければならない
- (三) すべての階級的關係を調整しなければならない
- (四) 宗教に對する尊敬

(五) 國民のすべての精力を充分に發揮せしめることに存すると説いて、『ファシズムには主義がない』と攻撃する人々に應答してゐます。

しかしながら、既に述べたやうにムッソリーニの思想は極めて雜然たるものであつて、その間に統一もなければ獨創もないのであります。彼は彼の行動を擁護する旗幟として、必要ある毎に各種の思想を採り入れてゐるものやうであります。このことは「團體法」(千九百二十六年四月三日發布)、「勞働憲章」(二十七年四月二十一日發布)及び「新議會法」(二十八年度)に對する彼の態度によつても明かになされ得るのであります。されば、ムッソリーニの政治思想は、イタリアの時局の變遷とムッソリーニ自身の性情とを理解してのみ始めて把握することが出来ると思はれるのであります。

結 語

人間はルッソーが言つたやうに、『自由』を欲します。しかし、この自由は、多くの場合、何處に於いても、ある強力によつて抑制されてゐます。かかる『強力による抑制』は、社會機能的には『秩序』なる言葉によつて表白されてゐますが、しかしながら、この『秩序』は實際に於いては、強者の弱者に對して課するところの抑制に外ならないのであります。個人も社會集團も民族も、みな、自由を求めてゐますけれども、彼等の自由は常に強者の力——利益——によつ

政治思想の變遷

て抑制されます。個人間の争も、階級闘争も、國際戦争も、直接には、主としてこれが爲に起るのであります。

政治現象は、現實に於いて、『優越の心理』と『恐怖の心理』とに基づく人々の不平等殊に力の強弱による利益・感情の相違から發生します。種々なる意味に於ける強者が、弱者等を支配して、彼等の自由を抑制した場合に、弱者がこれに盲従するならば、そこには政治現象があり得ても、政治思想は起り得ないかも知れません。

けれども、人性は一面に於いて理性的であります。人間の頭腦は『存在する諸事實』に對して、『何故に』といふ疑問を發します。何故に我等は強者に従はねばならないのであるか。また、強者は何故に強制的支配の權利を有してゐるのであるか。かやうな疑問は必然的に政治的事實の合理的説明を求めないでは止みません。即ちそれは政治思想を發生せしめないでは措かないのであります。

政治現象の在るところ、そして、人間が理智的に思索するところに於いては、政治思想はつねに存在いたします。また政治現象は普遍性と個性とをもつてゐますから、政治思想にも亦、普遍性と個性とがあります。歴史的に研究せられた政治思想が、一面に於いて、統一的思想をもちながら、他面に於いて、個々の特異的思想を現はすのは、蓋し以上の理由に基づくのであらうと思ひます。すべての事象は流動し續けます。これと同時に思想の中心點は次から次へと變遷して行きます。變遷するものには『全體性』はありません。政治思想は、つねに『時』によつて制限されます。どの政治思想も、みな、獨斷の上に立つたものであり、それは『時の流れ』によつて彩られてゐます。それに拘らず、各時代、各思想家の政治思想が人類の経験や思索を豊富ならしめてゐる事實は否定出來ないと考へます。

現代に於いては制度と人物、權利と義務(奉仕)、議論と行動、議會主義と獨

裁主義、自由主義と社會主義、國際主義と國家主義とが對立してゐます。しかしながら、政治思想の全體を通じて「社會、民族乃至國家」と「個人や集團の義務」とを高調する國家主義が、最近著しく擡頭して來ました。この國家主義の擡頭は「反動時代」の今日に於いて必然的な傾向であるやうに思はれますが、この傾向を促進したものは、慥かに、千九百二十六年イギリスの炭坑争議に於ける保守黨政府の勝利でありました。かくして政治的事實と政治思想との「振子」は今や「左から右へ」と動いてゐるのでありますが、これが今後どうなるかは、もとより何人にも正確に豫測され得ないのであります。

政治思想の變遷(終)

索

引

(五十音順)

ア	アリストテレス……………三、三、一四、一五、一七三、一八三、 二八、三二、三三、三六、三九、三七、三九、三七、 三九、四〇、四一、四六、四七	アックイナス……………二七六
アテネ	アテネ……………一八、一九、三〇、三三、三六、三九、一四	アメリカ合衆國……………二九三、四四九
アテネ國家	アテネ國家……………九、一四	アウガスティン……………二九七
アテネ國家	アテネ國家……………一〇九	アダム……………三三
アレキサンダー大王	アレキサンダー大王……………二二、二七、三〇、三二	アメリカ獨立革命……………三九、四九
アリストテレスの特徴	アリストテレスの特徴……………二四	歴制……………四二
アテネ憲法論	アテネ憲法論……………二五	悪政體……………四三
アテネ都市國家	アテネ都市國家……………一四	アイルランド……………四九
安 定	安 定……………一三、一六、四四	アダム・スミス……………四二、四七、四八
アウガスタス	アウガスタス……………一八	アメリカ人……………四三
アキレス	アキレス……………二六	アイノルド・トインビー……………四八
		愛國主義……………四八、六三
		アフリカ……………五一、五三
		愛國者……………五二
		イ(牛)
		イギリス……………三、三〇、三九、三三、三三、三六、 三八、四三、四〇、四九、四三、四七、四七、

索引

イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	威風凛々の権力	三三三
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	英國國教會	三六七
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	イギリス議會	三六八、三七一
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	委任者	三六一
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	イギリスの革命思想	三六四
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	イギリスの政治組織	三六四、三六五、三六六
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	一國の法律	三六七
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	一國の法律制度・政治制度	三六八
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	イギリス憲法	三六九、三七〇
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	一國の特異性	三七〇
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	イギリスの労働者	三七〇、三七二
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	意識	三七二、三七三
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	イギリス國家	三七三、三七四
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	意識の主權	三七四
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	一經濟地方(Region)	三七五、三七六
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	印度	三七七、三七八
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	イギリス法律	三七八
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	インターナショナル	三七九、三八〇
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七		

イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	演釋的	二二二
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	永續	二二二、二二三
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	エレミヤ	二二三
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	エリザベス女王	二二三、二二四
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	永久律	二二三
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	エミール	二二三
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	永久平和論(Zum ewigen Frieden)	二二三
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	永久平和	二二三
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	英國産業革命論	二二三
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	英國都會労働者	二二三
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	エンゲルス	二二三、二二四、二二五
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七		
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	エクスプロロイターシオン	二二三
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	エクスプロイター(搾取者)	二二三
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七	英雄主義	二二三
イデオロギイ	二二五、二二六、二二七		

オクタヴィアヌス	二八	學者政治家	八、四九
オットー一世	二二〇、二七	階級闘争説	二二
王 政	三七、三四、二九六、三〇七	革 命	三、八八、三四、一九九、二九二、三〇四、三〇八、三三三、三三六、四三三、四三六、四三九、四四〇、五二一、五三三、五三九、五四〇、五七七、六一〇、六一六
王侯論(Principle)	二七、二八、二六九	革命軍	一三
王權神授説 (The doctrine of the divine right of kings)	二七六	懷疑時代	一八
王 權	二九、二七、三九、四〇	階級闘争	二〇、一四、一八、三〇、三二、三八、五二、五七、五三、五五、六四
オランダ	三八、五八三	カリクレス	六、九
王權擁護	三三、三六	寡頭金權政治	四、一九〇
オックスフォード大學	三九	懷疑思想	四三
オーストリア	三九五、四〇、四九五	價値の認識	四三
オウステン	四六九	客觀主義	五
歐洲大戰	五七、五八六、五八七、六一七	價値組織	五、五七、五八、三〇五
橫斷主義	五八六	家族制度	六、七、二四、二五、二六、二七
橫斷主義的組織	六〇二	官 職	六、七、二四、二五、二六、二七
		家 族	一〇六、二〇、二二、三〇八、三一一、四七

間接選舉	一〇七、五七	革命思想	三三四
革命的感情	一六〇	革命の必要	三四
革命の根本的原因	一六〇	革命擁護論	三四、三九
革命防止策	一六三	外部的權力	三三
快樂派	一七五	カトリック主義	三六
改 宗	一九九、二〇四、二〇八	課 税	三六、三九
神の法律	二二八、三三	外交部	三八五
外 觀	二六〇	外交權	三八五
外交政策	二六四	官 吏	三九一、四〇
神	二七六、二八二、二八五、二九二、三〇四、三七、三三三、三三三、三三〇	過去崇拜	三九二
カルヴァイン	二八二、二八六、二九〇、二九四、三〇四、三〇五	ガリレオ	三九三
革命主義者	二九二、四七	下層階級	三九六
外 敵	二九九、四七	カザリン二世	三九八
家 長	三〇九	學藝奨勵	三九八
外國人	三二〇	關係的存在	四〇六、四一六
カルネアデス	三二一、三三	學藝論	四三三
完全社會	三三九	環境説	四三四
		外部的強制	四三五、四三八

權力	二二六、二五六、二八八、二九〇、二九四、三〇一、 三〇八、三〇九、三二〇、三二二、三三〇、三三六、三三八、三五五、 三五七、四一三、四三三、四三三、四三七、四四三、四四三、四七九、 五二七、五三六、五四四	賢者	二九七
元老院	一三三、一八二、四二四	權力の本源	三〇四、三〇四、三三六、三三九
権力行使の目的	一四〇	契約の遵守	三三三、三三八、三三九、四六五
現存政治の缺陷	一四八	言 語	三三三
権力維持策	一五五	権利義務の基礎	三三六
現實政治無關心主義	一五九	契約不履行	三三六、三三九
権力の分立	一九三、四〇五	刑 罰	三三九
契約思想	一九四	権力没収	三八一
権力の迫害	一九八	現存制度	三九六、三九八、三九二
権力の形式	二二一	啓蒙的専制君主	三九七、四〇一
權利	二二六、二八八、三〇二、三三九、三三六、三三八、 三三九、三三九、三三九、四三九、四三九、四三九、四三九、 四八〇、四八〇、三三六	啓蒙的専制君主思想	三九七、四〇一
敬神禮拜	二八三、三八四、三〇一	啓蒙思想家	四〇三
契約の觀念	二九五	經濟政策	四一六
		憲法主義運動	四一七
		元 首	四二八
		ケーニヒベルヒ	四四四
		契約的法律	四四四
		經 験	四四四、四四五、四二九

經濟組織の大綱	四八一	権力の基礎	五三三
經濟原論 (Principle of political Economy)	四八一	原始社會	五三三
經 濟	四八一	權力への挑戦	五三三
經濟學批判	四九九、五〇〇、五〇四	結合 (Integration)	五三三
現存事態	五〇〇	結合の社會	五三三
經濟的基礎の變動	五〇一	經濟地方團體	五三三
經濟社會組織	五〇三	現存産業組織	五三三
經濟力	五〇八、五〇	原 料	五三三
現存社會階級	五〇	結合主義的教育	五三三
原始共產社會の新生	五〇三	經濟的集團	五三三
經濟階級の國家	五一八	經濟階級	五三三
現社會主義思想の主潮	五二二、五三三	經濟的宿命説	五三三
原始的個人主義	五三三	經濟的代表	五三三
經濟的動機	五三七	公 平	五三三
現存制度擁護者	五三八	の 支配	五三三
經濟的直接行動	五三九	孔 子	五三三
經濟的共同體	五三三	國際的社會主義	五三三

固有法	三三	國家の第一公僕	三九八
國際協調主義	三七	公共勞務	三九九
國際法の基礎	三六	古代ローマ	四〇〇
國家の意志	三九、四〇	國際公法	四〇一
國王裁判所	三三	國內公法	四〇一
行爲の自由	三六	國庫	四〇〇
國家の本源	三〇	國民議會	四〇二
個人自由論	三三	合法的權力	四〇〇
功利主義	三四、四〇、四六、四七	個人と社會	四〇〇
國家 (Nation)	三六	國家の普遍意志	四〇二、四〇七
根本自然法	三〇	國家統治の基礎	四〇三
公權力	三五、三五、五〇、五二	個人的自由の保障	四〇三、四〇八
合意的契約	三五	個人主義	四二、四七、四七、四八、四九、五〇
國家の命令	二六、三六	個人的平等主義	四二、四三、四三、四三
國家大權	三三	個人主義者	四四、五二
憲	三五、三六	個人の社會的義務	四五
個人の權利	三二、四〇	國民議會主義	四五
コハルニクス	三三		

個人權利の保障	四五	國の變革進化	四九七
國家主義者	四五	工場經營	四九八
功利主義政治思想	四五	交通	五一五
功利主義思想家	四七	雇傭者	五一五
功利主義の心理的基礎	四八	公共財産	五一五
功利	四八、四三、四四	國家の政治的權力	五一六
國家の基礎	四八	古代國家	五一八
効用 (Utility)	四六	個人的人格	五一三
功利的結果	四七	國家社會主義	五三、五七、五八
國法	四七	コンモンマン	五三
コナン	四九、四四、四五、四七	合理的合意	五三
國富論	四七	ゴドゥワン	五四、五五、五七、五九、五九
好戰的社會	四七	個人の合理的性質	五七
個人的功利	四七	行爲の準則	五七
公共的功利	四七	個人主義的無政府思想	五九
公益事業	四七	合理的社會の構成	五九
工業都市	四八	國際戰爭	五九
困難時代 (Hard Times)	四九	工業勞働者	五九、六〇、六三

國民團體 (nation)	五九
國家の保護	五〇
工業	五〇、五二
國家と革命	六〇
國際金融業者	六八
國際的キリスト教共產主義	六〇
工場委員會	六二
工場獨裁官	六二
國家機關	六七、六八
國際主義	六三
工業的村落	五五
工業都市	五九
國際聯盟	六七
個人主義的	五七、六三
ゴータ	五九
皇帝狙撃事件	五九
個人的共同主義	五五、六八
個人企業	六八
國內法	五八
國家思想	五八
コール	五八、五九、五九〇、五九二、五九六、五九七、五九八、五九九、六〇〇
國民主義	六〇一、六二〇
サ	
三位一體	四九
三過程	五九
最大多數の最大幸福	九〇、四七、四六九
財產額	一〇七
最高道徳	一七
最高の共同善	一三
最高權	一七、二九、一三、一五、七八、八二、八五、四三
最高權者	一八、一三、二五、二四八、三〇八
最高權所在	一三、一四〇
財產	一三、四七、七二、七八、八二、四三、四九六

參與權	一三六、三三
サクソニア國王	二七、二七五
再浸禮教徒	二七
裁判	二八八、元一、五九、四一、四六、五三
最高權力	三〇、三一、三〇、三二
サリツク法	三五
三十年戦争	三九
裁判所	三三
裁判官の民選	三三
裁判官	三三、三四、四五、五四
裁判權	三六、三四
財産の保障	三八二
裁判制度改革	三九六
産業獎勵	三九
三權分立主義	四六、四八、五九、六一
三院制度	四〇、四二
産業革命	四五、四七、四八、四九、五〇、五二、五三、五五、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇
産業的未發達國	五〇七
財産の集中	五〇八
參政權	五二六、六〇四
産業的共同組合	五三一
財産は何ぞや、第一卷第五章	五四一
搾取	五四五、五五一
産業的危機	五五〇
サンチカリズム	五七、六九、六〇、六五
産業議會	五八八
搾取的少數者	六一三
財 閥	六一八
シ	
支配者	三、五〇、六二、七三、八五、八六、一四三、一六三、一六六、一六八、一七〇、一七二、一七四、一七六、一七八、一八〇、一八二、一八四、一八六、一八八、一九〇、一九二、一九四、一九六、一九八、二〇〇、二〇二、二〇四、二〇六、二〇八、二一〇、二一二、二一四、二一六、二一八、二二〇、二二二、二二四、二二六、二二八、二三〇、二三二、二三四、二三六、二三八、二四〇、二四二、二四四、二四六、二四八、二五〇、二五二、二五四、二五六、二五八、二六〇、二六二、二六四、二六六、二六八、二七〇、二七二、二七四、二七六、二七八、二八〇、二八二、二八四、二八六、二八八、二九〇、二九二、二九四、二九六、二九八、三〇〇、三〇二、三〇四、三〇六、三〇八、三一〇、三一二、三一四、三一六、三一八、三二〇、三二二、三二四、三二六、三二八、三三〇、三三二、三三四、三三六、三三八、三四〇、三四二、三四四、三四六、三四八、三五〇、三五二、三五四、三五六、三五八、三六〇、三六二、三六四、三六六、三六八、三七〇、三七二、三七四、三七六、三七八、三八〇、三八二、三八四、三八六、三八八、三九〇、三九二、三九四、三九六、三九八、四〇〇、四〇二、四〇四、四〇六、四〇八、四一〇、四一二、四一四、四一六、四一八、四二〇、四二二、四二四、四二六、四二八、四三〇、四三二、四三四、四三六、四三八、四四〇、四四二、四四四、四四六、四四八、四五〇、四五二、四五四、四五六、四五八、四六〇、四六二、四六四、四六六、四六八、四七〇、四七二、四七四、四七六、四七八、四八〇、四八二、四八四、四八六、四八八、四九〇、四九二、四九四、四九六、四九八、五〇〇、五〇二、五〇四、五〇六、五〇八、五一〇、五一二、五一四、五一六、五一八、五二〇、五二二、五二四、五二六、五二八、五三〇、五三二、五三四、五三六、五三八、五四〇、五四二、五四四、五四六、五四八、五五〇、五五二、五五四、五五六、五五八、五六〇、五六二、五六四、五六六、五六八、五七〇、五七二、五七四、五七六、五七八、五八〇、五八二、五八四、五八六、五八八、五九〇、五九二、五九四、五九六、五九八、六〇〇、六〇二、六〇四、六〇六、六〇八、六一〇、六一二、六一四、六一六、六一八、六二〇、六二二、六二四、六二六、六二八、六三〇、六三二、六三四、六三六、六三八、六四〇、六四二、六四四、六四六、六四八、六五〇、六五二、六五四、六五六、六五八、六六〇、六六二、六六四、六六六、六六八、六七〇、六七二、六七四、六七六、六七八、六八〇、六八二、六八四、六八六、六八八、六九〇、六九二、六九四、六九六、六九八、七〇〇、七〇二、七〇四、七〇六、七〇八、七一〇、七一二、七一四、七一六、七一八、七二〇、七二二、七二四、七二六、七二八、七三〇、七三二、七三四、七三六、七三八、七四〇、七四二、七四四、七四六、七四八、七五〇、七五二、七五四、七五六、七五八、七六〇、七六二、七六四、七六六、七六八、七七〇、七七二、七七四、七七六、七七八、七八〇、七八二、七八四、七八六、七八八、七九〇、七九二、七九四、七九六、七九八、八〇〇、八〇二、八〇四、八〇六、八〇八、八一〇、八一二、八一四、八一六、八一八、八二〇、八二二、八二四、八二六、八二八、八三〇、八三二、八三四、八三六、八三八、八四〇、八四二、八四四、八四六、八四八、八五〇、八五二、八五四、八五六、八五八、八六〇、八六二、八六四、八六六、八六八、八七〇、八七二、八七四、八七六、八七八、八八〇、八八二、八八四、八八六、八八八、八九〇、八九二、八九四、八九六、八九八、九〇〇、九〇二、九〇四、九〇六、九〇八、九一〇、九一二、九一四、九一六、九一八、九二〇、九二二、九二四、九二六、九二八、九三〇、九三二、九三四、九三六、九三八、九四〇、九四二、九四四、九四六、九四八、九五〇、九五二、九五四、九五六、九五八、九六〇、九六二、九六四、九六六、九六八、九七〇、九七二、九七四、九七六、九七八、九八〇、九八二、九八四、九八六、九八八、九九〇、九九二、九九四、九九六、九九八、一〇〇〇

政治思想の變遷

社會主義……………	五、四九、五二、五三、五七、五八、五三、五七、五〇、五六、五六、五六、六四一
思想善導……………	六
主觀的信仰……………	八
子 産……………	八
社會主義者……………	八、四九、五三、五七、五九、五三、六二、六八、六九、六三六
少數意見……………	八
釋 迦……………	九
指導原理……………	九、八、四三、一四、七〇、三九、一〇
社會的意義……………	一〇
新政治組織……………	一〇
新政治方法……………	一〇、一七
時代の背景……………	一一
指導的地位……………	一一
社會的環境……………	一一
思想家……………	一三、三六、三九、三六、四九、五二、五三、五三、五三、五三
ジョン・ミルトン……………	一三、三四
實際政治家……………	一四、二九、三三、三〇
新興商業階級……………	二〇
自然科學的思想……………	二三
少數者……………	二四、二九、四〇、五〇、一〇〇、一五四、二六〇、三六、四七
思想界の無政府時代……………	二五
自己保存……………	二六、二五、二六、二六、三〇、三六、三六、三六、三〇、四六、四〇
社會生活……………	二九、三〇、三三、三八、三五、三九、四〇、四二、五四、五六、五九、五七
自己の評價力……………	三二
自由……………	三三、八、二八、二六、二九、二九、三三、三五、三七、二八、二九、三〇、三五、三四、三五、三六、三六、三七、三七、四二、四二、四二、四二、四六、四六、四八、四八、五二
純主觀主義……………	三三
修辭術……………	三五

出世術……………	六
思想動搖の時代……………	六
實踐倫理主義者……………	六
自己犠牲……………	六
自己批判……………	六
自然法學……………	六
真 理……………	六
眞の人間……………	六
眞の知識者……………	六
シラキニースの專制君主……………	六
社會制度……………	六
私有財産制度……………	六
支配者階級……………	六
治 者……………	六
人民の幸福……………	六
人口常態維持……………	六
人口の變動……………	六
治者階級の血統……………	六
治者階級維持……………	六
自由主義……………	六
自由教育……………	六
自然的嗜好……………	六
自然的相互關係……………	六
自由民……………	六
眞の實在……………	六
支配權……………	六
人心收攬……………	六
人 性……………	六
習慣律……………	六
實踐的理性……………	六
私有財産……………	六
宗 教……………	六
市 民……………	六
宗 教……………	六

自然法	二六八、二九五、三〇三、三〇四、三〇八、三〇九、三二〇、三二七
自然法	二〇九、一七七、一九三、一九五、三〇三、三〇六、三三三、三三二、三四四、三六八、三七一、三四九、三七〇、三六〇、三六三、四六二、四六七
社會法	一〇九
情熱の人	一一〇
實證主義	一一三
社會改造	一一四、三九七
詩	一一四
支配經營技術	一一八
支配者集團	一一九
職能主義	一二〇
種の保存	一二〇、一二三
自然的職能	一二四、一三九、一五四
人	一七〇、一七九、二八六、二九六、三四〇、三五五、三六一、三六七、四一五、四一八、四一九、四二二
自由の權利	一一六
執政者	一一四、一三六、一六三、一七七、三六六、四三三
人民會議	一三四、四四〇、四四二
市民裁判所	一三五
市民會議	一六六、一八八、二四六、六〇五
自然人權	一四一、三〇〇、三六九、三九四、四〇五、四五二
實際政治	一四五、二二一、三三〇、四八三
社會の平和	一四九、五三八
シラキウイス	一六三
市民教育	一六八
自由思想	一六九、四四九
社會平和維持	一七〇、四七四、五五八
人生哲學	一七五
人道主義	一七九、三九六
人	一七八、一八四、三三二、三三九、三六二、三三三、三四三、三五五、三七七、三九三、三九六、四一〇、四一七、四三〇、四四五、四七九、五〇〇、五〇九
侵略的戰爭	一八一
ジェリアス・シーザー	一八二

シセロ	一八四
社會的習慣	一八四
支	配……一八五、一八六、三三二、三九七、三五九、三七三、三六〇、四〇七、四八八、五二九、五三二、五三四
新	王……一八八
指導者	一八九、三三九、四五六、五四三
自然的法則	一九二、三三七、五三〇
使徒パウロ	一九五、二七二
信教の自由	一九六、二九四、三六二、三九一、三九九
支配者の宗教	一九九
使徒ペテロ	一九九
新約全書	二〇一、二二五
使徒的戰爭	二〇四
新支配者	二〇七
シヤールレマヌ	二二二、二二七
神聖ローマ皇帝	二二〇、二二三、三〇三、三二七、三四一
神聖ローマ帝國	二二〇、二二七、三〇三
神	學……二二七、三三九、三四一、三七二
十字軍	二二八
神學論 (Summa Theologica)	二二九
支配の起原	二二九
神	曲……二三〇
宗教改革運動	二七一、二九三
宗教改革思想	二七五、二七八、三〇四
神學的政治思想	二七九、三〇六
詩	篇……二八四
審	判……二八六
宗教の保護助長	二八六
新教派(プロテスタント)	二九二
自然法主義政治思想	三〇四、三〇八、三四三、三九九
宗教的個人主義	三〇五
自然法論者	三〇六
宗教戰爭の絶滅	三〇八
首	長……三二〇、三四四
主	權……三二二、三四三、三四五、三四七
主權者	三二二、三四三、三四五、三四七、三四八

自然法主義的理論	四六八、四六九、五五五	自然的權利	三七三、三七六、三七八、三八八、四三二
社會的分裂の原因	三二七	自然法の執行者	三七五
自然法主義	三三二、三四四、三九九、四〇〇、五三九、五四六	處罰權	三七六
主權所有者	三三〇、三三八	執行權の起原	三七六
ジエームス一世	三三二、三四四、四二二	主權社會	三七八
主權在民主義	三三三、三四一、三四三、三四七、三四四、四三三	人類保存の根本律	三八〇
自由社會	三三九、五〇四、五〇五、五一二	思想の自由	三九一
司法權獨立	三四二	社會思想	三九三、三九三
自然權	三四九	新興中産階級	三九六、四〇一
社會契約	三四四、三四七、四三三、四六一	人權尊重	三九六
神 權	三五九	自由制度	四〇四
自然法の解釋者	三六四	社會の特異性	四〇五
ジエームス二世	三六八	自然人	四〇九、四三〇
ジョン・ロツク	三六八	私 法	四一一
自然科學	三六九、三九三、五〇一、五〇三	司法權	四一三
シャフツァリ伯	三六九	新興階級	四一九
		ジュネーヴ	四二五
		ジュネーヴの共和政治	四二六

自由平等の孤立的個人	四二六	自由貿易主義	四九四、五五七、五六五、六三三
社會契約説	四三二、四三七、四六一	社會組成員	四七七、四八四
集合的人格體	四三四	社 會	四七九、四八〇、四八八、四九三、五二四、五二七
自律的個人の自由社會	四三七、四三三		五二九、五三一、五四〇、五四二、五四八、五七一、五七六、五七九
主權分有權	四三八		五八二
自由國民	四四一	自由論(On Liberty 一八五九年刊行)	四七九
人權宣言	四四四	自放任政策	四八四
自律的理性人	四四七、四四八	新經濟組織	四八四、五三二
新ホイッグトリ舊ホイッグ(An Appeal from the New to the old Whigs)	四四〇	資本主義	四八五、四九三、五〇〇、六二三、六二八
實際主義	四五〇	新興都市	四八九
自然の原理	四五三	シモン・デイ	四九三
實際的社會政策	四五五	社會主義運動	四九四
ジエームス・ヘンサム	四五五	自由主義者	四九七
心理主義	四五六	資本論	四九八
自然社會	四五七	社會革命	五〇一
ジエームス・ワット	四五八	社會組織	五〇二、五〇三、五三三、五三〇
自由放任主義	四七二、四七七、四八一、四八四、四九一、	資本家の生産方法	五〇三

社會的生產方法	五〇三	消極的共產社會	五四二
人類社會の歴史	五〇三	進化論	五四六
新陳代謝的闘争	五〇四	社會生活の科學的原則	五四六
資本主義社會	五〇、六一	自己主張律	五四七
社會的職能	五三、五九〇、五九四、五九七、五九九	人類の文化的發達	五四七
社會的生產	五二五	新社會	五四九、五五〇
支配的政治階級	五二八	取得者の歴史的權利	五五〇、五五一
社會の經濟的分裂	五二九	私人的生産制度	五五〇
社會主義運動(The Socialist Movement)	支那	五五一
人類の歴史	五二三	新農夫	五五二
社會の相互扶助	五二五	資本主義經濟組織	五五二
人格的平等主義	五二五	社會立法	五六四
新社會的	五二六	社會政策的立法	五六一、五六三
社會民主主義	五三一	社會政策	五六〇、五六四、五七三
自然法主義思想家	五三三	社會政策主義	五六八、五六〇、五六二、五六五、五六九
種族と個人の保存	五三〇	社會民主黨	五五九
人類の階級的分裂	五三一	社會無産政黨	五五九
		社會主義者抑壓法	五五九

シユモラ	五〇	死 刑	五九六、五九九
自由黨	五〇八	社會の合理的組織	六〇一
新自由主義	五二九、五七二	市民會議	六〇五
私有財産主義	五二九	少數代表	六〇六
新カント派	五三二、五九	宗教的神秘主義	六〇四
新興社會集團	五七三	資本的帝國主義	六〇九
職能代表主義	五七四	新經濟政策	六一六
職能團體	五八八	社會黨	六一七、六一八
從斷主義	五八九	資本主義的獨裁主義	六二五
社會人	五七九、五八四	新伊太利政府	六二七
新議會法	六三七	新貴族階級	六三三
社會人論(Socialt chery)	五八八		
職業的團體	五九一	ス	
消費的團體	五九一	スパルタ人	九九
社會的聯合會議	五九四、五九八、五九九	スパルタ國家	一〇九
司法部	五九六、五九九	ストア學派	一七五、一七九
職能的地方區	五九七	ストア思想	一八三、二一八
職能的社會	五九八、五九九、六〇〇	スコラ哲學	二二七、二二八、三二九

スペイン	二八、二五八、三九	政治家論	三二
スコットランド	二九、三三、四一	正義論	三三
ステハナス・ユニウス・アルトウス	二九	正義國	三五、三六、三九、七三、八五、九〇
スウェデン政府	三八	正義の政治組織	三三、三九、八四、一二五、一二五
スイス	四三	絕對主義	三五
スペインサー	四三	正義の國家	三八、九〇
スイスイ	四八、四八	生産者級階	三八、七、七五
スペインサー主義	四五	絕對至高善	八〇
スバルダ	六〇	煽動政治家	八八、八九、一六二
セ		政治組織理論	八九、一八四
專制	三、三九、四一、四二〇	專制獨裁的	一八五
政治思想史	一〇、五〇	絕對主義者	九〇
政治科學	一〇、一一三	政治詩	九八
正義の技術	三〇	選舉權	一〇七
煽動家	三六、一〇一、一〇三、一〇六	折衷主義	一〇九
正統派	三七	政治學	一一〇、一一三、一一七、一五三、一七二、二六九
正義人	五〇、五七、一七	政治哲學	一一三、一七〇
		政治家學	一二四、一七一

政治現象批判	一七三	正義執行者	一八八
漸進主義者	一七九	セネカ	一九七
制定法	一八三、一八三、三三六、三〇六、三七四、三八四、四二一、四六六	聖パソロミユ(祭日)	二〇六
セ	一七九	誓約要求者	二〇一
絕對的平等	一七九	誓約者	二〇一
政治的宗教	二〇六	正當防護權	二〇一
政治學遺傳	二〇八	政治的權力	二〇三、二〇六、二一一、二五九、三七七、三六六
聖パテロ寺院	二一〇	戰爭及び平和に関する法律(De Jure Belli et Pacis)	二一八
世界統一主義	二一三	清教徒	二二一
聖書	二二七、二七五、二八四、四六七、四九九	政治哲學(De fine)	二四三
聖オウガステイン	二二八	設立國家の主權	二四三
政治的目的	二二六、二九七、四三三、四三三、四六九	制度の自由化	二五七
選舉侯	二四〇	政府論(The Treatises on Government)	二六二
政治社會	二四三、二七二、四六八、四七二	政府論(A Fragment on Government)	二六二
政治上のピラミット	二七六	政治的團結	二七七
世襲的君主政體	二七六	政府組織	二八二
世俗的政府	二八二		

善政主義 (Good Government)	四〇一、四三三
政治的自由	四二二、四二四、四八九
世襲的權利	四〇三
政治組織改造案	四〇四
制限的君主主義	四一七
政治的代理者	四四〇
政治的平等主義	四四二
政治的官職	四五三
政治政策學上の諸原則	四五四
政治制度	四七四、四七八
政治上の個人的デモクラシー	四八五
政治的の革命	四九五
絶對君主國家	五八
生産者の自由、平等集團	五二〇
生産の交換手段の國營	五三三
政治的正義論第三編第二章	五三六
政治的正義論第二編第六章	五三七
政治的正義論第五編第一章	五三八
政治議會	五八八
政治的團體	五九〇
選舉人	五九四、五九五
生産者	五九八、五九九
生産能率	五五三
生産局	五五五
政治的デモクラシー	六〇一
選舉區	六〇六
前衛主義	六〇九、六一六
政治形式	六一〇
戰術家	六一八
精神主義	六二五
政治現象	六四〇、六四一
政治的法律	五七七
世界的生産者	五九九
世界的消費者	五九九
世界的會議	五九九
政權獲得闘争	六〇八

ソクラテス	九、四六、五三、六二、七九、八五、九一、九五、九七、一〇〇、五三五
ソフィスト	一一八、一九二、二四、二六、三三、三八、四三、四五、四七、八四
訴訟の原則	七二
綜合主義	一一七
ツロモン	一一七
僧侶階級	一一七、二八七
ソロン	二七二、三四四、四〇一、四二〇、五〇七
僧侶院	二八五
ソレル	四二二、四三三
相互扶助	五三九
創造説	四九三、五三三、五三〇、五四六、五四七
ソヴェート組織	五三〇
タールス	六二五
第一善主義	三
第二善主義	九九
多様主義	九九
單一社會	一一七
團 結	一一三、四三三
第二善の政治組織	一四一、一四八
第二善の政治組織論	一五〇
大官職	一五〇
多數政治	一六七
クルクイニウス・スヘルプス	一六九
戴 冠	一八一
多數人共存の社會	二〇九、二二七
ダンテ・アリゲリ	三三三
ダビテ	三三〇
代表主義	三三八
代議主義	二四一
代議制度	二四一、三三三、四三九
代議制度	二五〇

索引

單一國家主義	二七六	團體主義的	三三二
ダニエル	二九二	多元主義	三三三、三三四、三七五、三七六、三八六
大社會	三二一、三六五	多元主義的國家思想	三八三、三八六、六〇一、六〇二
多數決主義	三四一、三七八、四三八、四四三、五八五	多元主義的國家論	三八八、六三六
單一國家	三七七	多元主義政治思想	三八八
代表者	三六三、四四〇	代議制度	三三〇、六二一
大名	三六一	代議士	六〇六
ダランバ	三六六	代表制度	六〇七
第三院	四三二、四三三	第三インティナショナル	六一三
第三階級	四三二、五〇六	對外思想	六三二、六三六
斷言的命令(Katagorischer)	四四六	炭坑爭議	六四二
ダブリン	四四九		
代議政治論(On Representative Government)	四七三	チ	
代議政治	四九七、六一一	デウス	二九二、三
第二共和國	四七七	超國家的	三二、六二六
ダーツキン派	四七七	知識階級	三八、六〇、七三
ダイシイ	五五五	抽籤法	六七
		知識的貴族	八五

長老	一〇一、一〇六、一〇八	地方社會	三二一
中庸主義	一〇五、一四三、一四九、三六七	駐佛スウェデン公使	三三八
長老主義	二九二、二八一	中地主	三三三
中産階級	一四八、一五〇、一五四、三九四、四〇一	チャールス一世	三三四
中産者主義	一四九	中央議會	三四二
ゲヤス・テニアン法典	一五五	地方分權	三四三
チュートン民族	二〇七、二〇九、二七四	チャールス二世の王政復古	三四三、三四六
中央集權的諸國家	二二三	互人論	三四三
地方代表主義	二五〇	知識階級	三九二
中世紀的神學思想	二九五	チルゴ	三九六
ジョン・カルプアイン	二八一	調節主義	五五八
直接政治	五九六	チスレーリ	五五八
地方區	五九六、五九七	中史集權	五〇八、五三三、五七四、六〇一
調整機關	五九八、五九九	超國家法	五八五
中産階級の議會主義	六一一	貨銀制度	五八七
貨銀奴隷	六二二、六二三		
團體法	六三七	ツ	
土に還れ	五五六	頭腦労働者	五四八

デモン・スチユアートのミル	四七
チャールズ・テイケンズ	四九
チャーティスト	四九
賃金労働者	五〇、五三、六四
子	
テモクラシ	二〇、二五、三八、四一、五三、八五、八七、 八八、一五三、二六四、二七三、四七五、四七七、 五三七、五三〇、五五五、五九三、六〇三、六〇四、六〇八、六二六 六二八、六三〇、六三二
哲人政治家	三三、八二、八四、九
哲人主義政治思想	三三、八三
哲人階級	七五、七六
哲 學	七九、二七、三三、四二、七三、七六、 四〇三
哲人の獨裁政治	八四
テモクラシーの政治形式	八四、八八、六一
哲人政治	八六、九三、九七
哲人主義	二九
テモクラシーの原理	一五六
テモクラシーの人的材料	一五七
傳 導 者	一九八
帝 權	一〇一、一〇二、一〇三、 一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、 一〇八、一〇九、一一〇
帝政論 (Demarchid)	一一一、一一二、 一一三、一一四、一一五、 一一六、一一七、一一八、 一一九、一二〇
アカルト	一三三、一三三、 一三四、一三五、一三六、 一三七、一三八、一三九、 一四〇、一四一、一四二、 一四三、一四四、一四五、 一四六、一四七、一四八、 一四九、一五〇、一五一、 一五二、一五三、一五四、 一五五、一五六、一五七、 一五八、一五九、一六〇、 一六一、一六二、一六三、 一六四、一六五、一六六、 一六七、一六八、一六九、 一七〇、一七一、一七二、 一七三、一七四、一七五、 一七六、一七七、一七八、 一七九、一八〇、一八一、 一八二、一八三、一八四、 一八五、一八六、一八七、 一八八、一八九、一九〇、 一九一、一九二、一九三、 一九四、一九五、一九六、 一九七、一九八、一九九、 二〇〇、二〇一、二〇二、 二〇三、二〇四、二〇五、 二〇六、二〇七、二〇八、 二〇九、二一〇、二一一、 二一二、二一三、二一四、 二一五、二一六、二一七、 二一八、二一九、二二〇、 二二一、二二二、二二三、 二二四、二二五、二二六、 二二七、二二八、二二九、 二三〇、二三一、二三二、 二三三、二三四、二三五、 二三六、二三七、二三八、 二三九、二四〇、二四一、 二四二、二四三、二四四、 二四五、二四六、二四七、 二四八、二四九、二五〇、 二五一、二五二、二五三、 二五四、二五五、二五六、 二五七、二五八、二五九、 二六〇、二六一、二六二、 二六三、二六四、二六五、 二六六、二六七、二六八、 二六九、二七〇、二七一、 二七二、二七三、二七四、 二七五、二七六、二七七、 二七八、二七九、二八〇、 二八一、二八二、二八三、 二八四、二八五、二八六、 二八七、二八八、二八九、 二九〇、二九一、二九二、 二九三、二九四、二九五、 二九六、二九七、二九八、 二九九、三〇〇
帝 政	一三三、一三三、 一三四、一三五、一三六、 一三七、一三八、一三九、 一四〇、一四一、一四二、 一四三、一四四、一四五、 一四六、一四七、一四八、 一四九、一五〇、一五一、 一五二、一五三、一五四、 一五五、一五六、一五七、 一五八、一五九、一六〇、 一六一、一六二、一六三、 一六四、一六五、一六六、 一六七、一六八、一六九、 一七〇、一七一、一七二、 一七三、一七四、一七五、 一七六、一七七、一七八、 一七九、一八〇、一八一、 一八二、一八三、一八四、 一八五、一八六、一八七、 一八八、一八九、一九〇、 一九一、一九二、一九三、 一九四、一九五、一九六、 一九七、一九八、一九九、 二〇〇、二〇一、二〇二、 二〇三、二〇四、二〇五、 二〇六、二〇七、二〇八、 二〇九、二一〇、二一一、 二一二、二一三、二一四、 二一五、二一六、二一七、 二一八、二一九、二二〇、 二二一、二二二、二二三、 二二四、二二五、二二六、 二二七、二二八、二二九、 二三〇、二三一、二三二、 二三三、二三四、二三五、 二三六、二三七、二三八、 二三九、二四〇、二四一、 二四二、二四三、二四四、 二四五、二四六、二四七、 二四八、二四九、二五〇、 二五一、二五二、二五三、 二五四、二五五、二五六、 二五七、二五八、二五九、 二六〇、二六一、二六二、 二六三、二六四、二六五、 二六六、二六七、二六八、 二六九、二七〇、二七一、 二七二、二七三、二七四、 二七五、二七六、二七七、 二七八、二七九、二八〇、 二八一、二八二、二八三、 二八四、二八五、二八六、 二八七、二八八、二八九、 二九〇、二九一、二九二、 二九三、二九四、二九五、 二九六、二九七、二九八、 二九九、三〇〇
傳 統	二二二、二二二、 二二三、二二四、二二五、 二二六、二二七、二二八、 二二九、二三〇、二三一、 二三二、二三三、二三四、 二三五、二三六、二三七、 二三八、二三九、三四〇、 三四一、三四二、三四三、 三四四、三四五、三四六、 三四七、三四八、三四九、 三五十、三五一、三五二、 三五三、三五四、三五五、 三五六、三五七、三五八、 三五九、三六〇、三六一、 三六二、三六三、三六四、 三六五、三六六、三六七、 三六八、三六九、三七〇、 三七一、三七二、三七三、 三七四、三七五、三七六、 三七七、三七八、三七九、 三八〇、三八一、三八二、 三八三、三八四、三八五、 三八六、三八七、三八八、 三八九、三九〇、三九一、 三九二、三九三、三九四、 三九五、三九六、三九七、 三九八、三九九、四〇〇
テモクラシーの議會制度	六七
ト	

奴隸制度	三、五、二九
トーマス・ホッブズ	二二
特權階級	二〇、七六、四三
トラスマックス	三八、五九、四三
道徳的原理	四
都市國家	五、二〇、二七、一八一、 二六六、四三二
統治者	六四
奴隸狀態	八九、三八、四三
道徳的社會	一三〇
奴隸階級	一四
統一的行政	一八二
統 治	一八七、四六二
ドイツ	二二〇、二六二、 二七三、四七五、四九三、 五三二
トーマス・アプクイナス	二二八
統一的組織	二三三
統一的組織 (獨立社會)	二三五
特殊階級	二七三、五〇六
ドイツ諸君主	二七三、二七八、 三〇三
ドイツ皇帝	二七六
奴隸解放	二九三
統制權	三一一
富の分配	三二七
獨立國家	三六〇
土耳其	四一五
道徳法則	四二六
道徳的勇氣	四三六
道徳及び立法の原理 (An Introduction to The Principles of Moral and Legislation)	四三六
都會テモクラシー	四八五
都會プロレタリア	四八九
闘争の新形式	四九六
都會文明の社會	五〇八
トラス	五一五
奴隸所有者の國家	五一八
ドイツ帝國	五二九

ドイツ社會民主黨	五二	南部フランス	二九三
闘争の否認	五七	内政干渉	三〇三
富の平等分配	五四	ボレオン	四四五
トルストイ	五四	ナショナル・プロスベリタイ	四九二
ドイツ労働同盟	五五九	ナポレオン三世	五二八
ドイツ社會民主労働黨	五五九		
ドイツ帝國議會	五五九	ニ	
トーマス・ヒル・グリーン	五六九	西ローマ帝國	二〇七
特殊代表	五九四	二級院	二二四
投票權	五九五	ニコロ・マキアヴェリ	二五三
獨裁主義	六〇八、六四一	任意法	三二六
トロツキー	六〇八	任意契約	三二七
奴隸所有者	六二	ニュートン	三八四、三八八、三九三、三九五、四〇六
獨裁政治	六七、六二	二權分立	三八四
		人間の第一法則	四二七
		二人階級	五〇七、五〇八
ナホリ	二九		
南北戦争	二九三	又	

塗られた廻廊	一七六	マイブル	二〇四、二一六、二七二、二七九、三〇四
ネ		パドニア	二四一
ネーデルラント	二九二	パリイ大學	二四一
ネッケル	四二	パウロ	二八七
		ハラチ	二九〇
		パリイ	四〇三、四九四、四九六
		バーク	四四九、四五三
農業人口	一五九	反自由主義政策	四九七
農民運動	二八〇、五五六	反社會主義者	五二八
能力主義	三四三	ハーバート・スペンサー	五三三
農奴制	三九一	反動政黨	五六九
農業労働者	五五八	反對給付	五七六
農業國	五五一	萬能的優越	五八一
農奴	六四	萬能的國家	五八八
ハ		八時間労働制	六二
ハビロニヤ	三	反動時代	六四二
ハンムラビ法典	二四		
		ヒ	

ビュリタン革命……………一三、三三、三三三、三六三、三六九
 ビレウス……………二二
 ビッホグマス……………三三
 貧民政治……………一四〇
 平等國家……………一四二
 比例的平等……………一四、一六一
 貧民階級……………一五〇
 貧民國家……………一五六
 ビラミット組織……………二〇九
 必要なる害物(Necessary evil)……………二八七
 ビュリタン黨……………三六六
 平等主義……………四三三
 ビスマルク……………五一九、五九、五六〇、五六二、五六四
 必要なる害惡……………三三八
 平等勞働の權利……………三六一
 比例代表制度……………六〇七
 日和見主義者……………六二二
 被擄取の多數者……………六二二

フ
 プラトス……………二、一四、五一、五二、二一〇、二九一、七三、
 一八三、二八、四三、四〇五、四六六、四八五、五三八
 フランス……………一三、三三〇、二五六、二八一、二九〇、二九三、
 三〇七、三三八、三四四、三六八、三九三、三九五、四〇三、四二〇、
 四三三、四六九、四九三、四九六、五三九、五五八
 プロタゴラス……………二六、二八、三一、三八、五三
 プラトンの思想……………七一
 副 神……………八一
 復古主義……………八六
 武力的功名……………八六
 佛 騰 點……………九六
 プラトンの特徴……………一四
 普通の政治法則……………一六
 部 落……………二〇、三三、三四
 分配の正義……………二八、一四四
 富者階級……………一五〇

不 平 等……………一五九
 フェニシア……………一七六
 普遍的法則……………一九三
 フランク族……………二〇八、二一〇
 フローレンス……………二三〇、二三三
 フリードリッヒ大王……………二六六、二九七、四〇一
 文藝復興運動……………三二九
 アルボン家……………三三三
 アルターク……………三三三
 普通法裁判所……………三三三
 普通選舉權……………三四三
 アルジョア……………三七七、三九四、四〇一、四一九、四三三、四三三、
 四九二、四九二、五〇〇、五〇五、五〇七、五〇八、五〇〇、五二八、
 六〇八、六二四、六二五
 フランス革命……………三八九、四一九、四九六、五三三、
 六一〇
 服從的道德思想……………三九三
 プロシヤ……………三九五、四四四、四四九、四六六、五三八、五六三

フランス社會の輿論……………四三二
 不平等起原論……………四三三
 普通意思……………四三六、四三七、四三九、四四二、四四八
 賦 役……………四四一
 フランス國民議會……………四四三
 フランス革命論(Reflection on the
 Revolution in France)……………四四〇
 プロレタリア運動……………四四五、五一六
 フランシス・ハッチンソン……………四五七
 プライト……………四六九、四八四、四八五、四八七
 プロレタリア……………四九二、四九四、五〇五、五〇八、五二〇、五二五、
 五二九、五三七、六三三、六二四、六二五
 普通選舉運動……………四九七、五一九
 プルウダンの財産論……………四九七
 プロレタリア階級……………五〇五、五一〇、五一三、五一三、
 五二六、五三三
 アルジアの社會……………五〇六
 分 業……………五〇七、五〇八、五三三

プロレタリア革命	五二五、六〇九、六二〇
プロレタリア運動のイデオロギイ	五二六
普通選挙	五二八、六〇四
ブルウドン	五三四、五三九、五四六
不易の正義原則	五三六
不平等財産分配	五三九
プロシヤの生産組織	五三八
アラックストーン	五八六、五八八
部分社会	五七四
部落的職能團體	五七七
フェアラリズム(聯盟主義)	五〇一
普通選挙制度	六〇三
プロレタリア獨裁	六二〇
フツシヨ	六二七
アルジョア政府	六二八
ファシズム	六三〇、六三四、六三六、六三三、六三三
フ、シスト	六三三
ファシスタ國家	六三三
辯證法	一三三、七九、九〇、四九九、五〇五
ヘリクレス	二〇
ヘルメス	二九
ヘロホネソス戦争	五三
兵士階級	五八、七一
ヘラクレア	一六三
平和擁護者論(Defensez Paris)	二八一
平和擁護者	二四四、二四八、二八八
ペーコン	二六八
ヘテロ	二八七
ヘンリー二世(フランス)	三〇七
ヘブライ	三三一
ベツカリヤ	三九六
平民主義	四二六
ベンサム	四五七、四六九

ベルリン	四九五
ヘーゲル	四九五、四九八、五七三
ヘーゲル式辨證法	五〇五
平和なる部落的社會生活	五四六
ペーベル	五五九
ベルリン大學	五六〇
ベンサム主義	五六六、五六七、五六八
ヘーゲル主義	五七五
ヘーゲル式	五九〇
平和時代	六二〇
水	
保守主義者	八
牧民技術家	五〇
法治國	五三、九八、一〇四、一一〇、一一三、一三八、一五三、一七〇、二二六
暴君政治	八八、一四〇、一六三、一八九
法律擁護者	一〇八
法治主義政治思想	一〇九
ホームー	一三三
法治的民衆政治	一四〇、一四三
ホリクテス	一五三
ホリピアス	一八四、一九三、四〇五
暴民的政治組織	一九一
法律思想萬能時代	一九五
法 皇	二〇〇、二一〇、二三九
法皇グレゴリー七世	二二二
封建制度	二二二
法皇インノセント三世	二二三
法治主義	二四五、三〇〇
法律の制定	二四六
暴君論	二六九
暴君拒否主義	二七九、二九二
法 令	二八八
暴君對人權(Vindicta Contra ignovous)	二九五、三〇三

暴君拒否権	二九七
ボダン	三〇七、三二八、三四六、四〇五、四二六
法律學者	三〇七、三二五、三〇七
ボンボニアス	三二二
暴君處分權	三二二
ホツプス	三四三、四〇五、四一〇
保護力	三六二
ホイック黨	三六七、三六九、三八二、四〇九
ホイック革命	三八八、三九四、四〇九
ホルテール	三九五、三九八、四〇三、四一三
封建的諸特權	三九一、四〇一、四〇六、四〇七
ボルドー	四〇三
法の精神 (De L'Esprit De L'Esprit des Lais)	四〇八、四〇九、四一〇、四一六
法律學說の形而上的の第一原理 (melaphy Lirsche anfangs grunde der Rechtslehre)	四一〇、四一六
法律の根原	四一八
封建國家	三三八
保守主義	三六七、六三四
法律的信條	三六七
保守黨	三六八、六四三
ホサンケット	三九〇
ホルシヴァイズム	三九二
ホルシエヴィキの獨裁	三九二
暴力的保守主義	三九三
マ	
マルクス	二二、四九六、五〇三、五〇五、五二六、五三〇、五三三、五三六、六〇〇、六〇九、六一〇、六一六
マセドニヤ王ノリッソ	一四
マルクス主義	二二、三六七、六〇九、六一〇
マルクスの辨證法	二二
マイセーリオ	二四一、二五一、二七八
マキアヴェリ	二五三、二六九、二七六、二七七、三三四、三四六、四〇四

マルチン・ルーテル	二七一
マキアヴェリ駁論	三九八
萬法精理	四〇八
マリア・アントアネット	四三〇
マンチエンター派	四八三、五五五、五八八
マルクスの國家觀	四九八
マクドナルド	五三三、五三三、五三〇
マックス・スチルネル	五三四
マルクスの思想	五五九
マックイウイバー	五七六、五七七、五八〇、五八二、五八九
マルクスの理想郷	六二六
三	
民衆政治	一九二、二〇一、二四四、二四九
民衆的政治組織	二〇一、一九一
民衆操縦術	三三
民衆政治家	三七
民衆主義	二九、二五〇、二八一
民主的政體	一三二
民主國	一三四
民主主義者	一五七
民衆主權說	二四一
民衆的學說	二四九
民衆主權	三〇三
ミルトン	三三七、三四三、三五七、三八九
民約論	四三四、四三六、四四二
民衆直接政治	四三九、六〇七
ミル父子	四六九、四七九、四八〇、四八五
ミラボー	四六九
ミハエル・バクウニン	五三四
ミラノ	六一七
民族第一主義	六三三
民族主義的	五三六
ム	
無政府狀態	八八、二八四、六〇一

ムリア人	二一八
無法律	三三七
無産階級	五〇七、五五九、五六一
無産政黨	五二二、五三三、五三三
無政府主義的個人主義	五三四
無政府主義	五三三、五三五、五四〇、五四五
無政府社會	五三三
無政府主義者	五四三
無産階級主義	五七二
ムツソリーニ	六〇八、六一九、六三三、六三四、六二六、六三一、六三三、六三五、六三六、六三七
無産者獨裁	六二三、六四
ムツソリーニ演説集	六二〇
無抵抗主義	二七六
メテス	二五四
名譽革命	三六八
門閥	二三八
モーゼ	二八五、二九〇、二九六
モンテスキュー	三九六、四〇三、四二六、四二八、四四八
モ	
ヤ	
雇主組合	五七九
ユ	
唯一觀念的	七
唯物史觀	二、一五〇、五二四、五二六、五二七
優生技術	五九、六二、七一
ユリビテス	一六九
ユダヤ	二三一、二三七
ユグノー戦争	二九三、三〇五、三〇七、三二七、三二九
ユグノー	二九四、三〇三、四二二
唯物主義	三四四

ユダヤ人	四九六
有産階級	五〇七、六一二
ユートピアン	五三九
ヨ	
養育官吏	六八
餘剩	一〇七、一三九、一五〇
抑壓的政策	一六一
輿論	二六〇、四八一
ヨセフ二世	三九八
ラ	
Rational thinking	二二
ラテン民族	二〇九
ライデン大學	三三八
ラムゼー・マクドナルド	五三三
ラッサール	五五九
樂觀主義	五六六
ラスキュー	五七四
リ	
理知主義者	五、二七、四八
理性第一主義	二四
理想國	五、五八、六〇、六一、八五、九〇、九七、一〇、一一二
理想國家	五九、九一
理想主義者	九〇、五〇四
理想美	九一
倫理學	一一四、一二七、五四八
領土	二七、一八三、一八八、一九三
理想的政治組織	一四一、一四六、一四九
倫理篇	一四五、二三五
立法者	一四六、一五五、二三六、二四五、三七九、三八四、四一五、四四八
立法權者	二四六、二四八、二五〇、三三八
リープクネヒト	五五九
理知主義	三〇五、三二一、三九四

理性的法則	三〇六
リヴァリアン	三六六、三六二、三六六
立法権	三七六、三七八、三七九、三八四、四一三
立法部	三八〇、三八二、三九六
リカードオ	四六九、四九七
リヴァーブル	四九〇
理想主義	五一六、五三〇
理想的動物	五三四、五三七、五三八
理想社會	五三九
倫理觀念	五四七
利己主義	五六〇
立法事業	五八三、五九八
領地的團體	五九一
リコール(代表者召還制度)	五六六、六〇七
理想郷	六二六
ル	
ルカ傳第二十二章	二二三
ルイテル	二七五、二七八、二八〇、二九五、三〇四
ルイ十三世	三二八、四三二
ルッソー	三九六、四三三、四四四、四四六、四五〇、四五三、四五七、六〇一、六二〇、六三九
ルイ十四世	四一九
ルイ十五世	四一九
ルイ十六世	四二〇、四二二
ルイ・フィリップ王	四九六
ルイ・ブラン	四九八
ルッソの自然人權	五八八
ルッソー式アモクラシー	六一四
レ	
隷屬的労働	四
聯盟組織	一七四
隷從	五三二
連帶の觀念	五七八
聯合會議	五九九

レフレンダム	六〇七
レーニン	六〇八、六〇九、六二二、六二四、六二六、六二八
レーニン論	六〇八
レーニン主義	六〇九、六二〇
ロ	
論理學	二二四
ローマ共和國	一七四、一八一
ローマ帝國	一七九、一八二、一八四、二〇三、二〇五、二二七、三三二
ローマ人	一八二、一九三、二二三、二二七
ローマ法	一九四、二二三、二九五
ローマ法皇	二四九、二五〇、二七三
ロシヤ、カザリン二世	二六八
ローマ	二九三、三〇五、三一九、三三一
ロック	三六六、三六九、三九四、三九八、四〇五、四二六
ローマのアモクラシー	四二六
ロンドン	四九〇、四九七
ロバート・オウエン	四九二、五三三
労働鐵則	四九七、五〇七
労働國家	四九八、五二〇
労働階級解放運動	四九八
労働者補償	五三四
ロイド・ジョージ	五三一
労働組合	五三四
ロシア	五四六、五五三、六二〇、六二二、六三三
労働階級	五五八、五六六、六〇九
労働立法	五六六
労働黨	五六九
労働組合	五七三、五七四、五七九、五八八、六二四
ロシア共產黨	六〇九
勞資協調主義	六三三
労働憲章	六三七
ワ	
ワグナー	五六〇、五六一

第一回 政治小説の発展

政治小説の発展

昭和三年十二月三日印刷
昭和三年十二月五日發行



政治小説の発展

定價四圓貳拾錢

(一一一五〇〇部刷)

發行所 東京市外中目黒五八二

章 華 社

大取次 東京市日本橋區柳原文盛堂
大阪市北久太郎町柳原書店
名古屋市中長者町川瀬書店

著者 高橋清吾
發行者 田中清之
印刷者 山村孝三

東京市小石川區關口水道町四五

電話 一高輪一七三三番
東京橋三三四〇番
振替東京六七五二二番

[刷印所刷印社名有]

早大教授 政治學博士 高橋清吾先生著

再版

政治學の諸問題

（定價二圓三十錢）
送料書留十八錢
四六判三八〇頁
布裝土製箱入

唯一の現代表 政治學博士 高橋清吾先生著

現實政治の本體を把握し仔細に科學的觀察を試み且之に哲學的批判を下したるもの即ち高橋博士の政治學である。從來の空疏なる文字の羅列を排して新しきイデオロギーを建設したるは博士のわが學界に於ける最も顯著なる功績にして同時に本邦最初の政治學博士たる所以でもある。本書收むるところ「政治學とは何ぞや」を始めとして先づ政治科學の諸問題、代議制度の起源、發達、議會政治と獨裁政治、政黨の科學的觀測、比例代表制度、普通選舉と無產政黨の將來等斯學の各部門を論究し、次いでテモクラシー、社會正義の觀念、現代政治思想の源流、近代社會主義思想の發生、最近の政治思想、多元的國家觀、獨裁主義等あらゆる政治思想を嚴正に検討し、最後に都市計畫、産業立國と農村の將來、地方自治體と黨派、地方官の公選、現代政治の縱斷面、婦人と政治教育、政治科學的教育の必要等政治の實際と政治教育の必要を力説す。すべて二十四項の論文悉く現下の混沌たる政治界、思想界、教育界への一大光明燈である。

東目京市外中 章華社 振替七五二 東二京

三版

新稅制批判

定價送 壹圓四拾錢 料四拾錢

法學博士

小林丑三郎著

▽菊判洋裝 貳百餘頁
▽附錄改正稅法規全斑

本書は第五十一議會に於て改正された新稅制成立の經過及内容を最も嚴正に批判し同時に今後改善修正に關する實際的・理論的材料を提供し税に對する一大明星である、今其内容一斑を窺ふに：
第一章、租稅の根本觀念。 第五章、吾人の修正體系。 第九章、地方稅の整理要綱。
第二章、稅制整理の政府方針。 第六章、議會政黨間の論戰。 第十章、改正地方各稅の批判。
第三章、國稅體系の整理。 第七章、各稅改正の内容。 第十一章、地方各稅改正の結果。
第四章、外國の直稅體系例。 第八章、各稅改正の結果。 第十二章、地方稅獨立體系の提唱。

經濟學士

小林良正譯

▽四六判上製函入 定價二圓
▽索引付三五〇餘頁 送料拾八錢

三版

英國經濟史講話

內容
一、權威と定評ある原著
二、英國經濟組織の史的過程を明記す
三、英國經濟組織の史的過程を明記す
四、英國經濟組織の史的過程を明記す
五、英國經濟組織の史的過程を明記す
六、英國經濟組織の史的過程を明記す
七、英國經濟組織の史的過程を明記す
八、英國經濟組織の史的過程を明記す
九、英國經濟組織の史的過程を明記す
十、英國經濟組織の史的過程を明記す

東目京市外中 章華社 振替七五二 東二京

明治大學 教授 池岡直孝先生著

參版

思想の本質と其對策

四六判上製函入
定價壹圓拾錢
送料書留十六錢

◇◇思想の惡化に對する思想の善導の指針たる
◇◇唯一の參考書!!

近時思想の惡化に對する思想の善導の指針たる
まことに重大なる事柄に對しては、
部小の司直は、國家の百年計を樹てべき根柢を著者
て此體の「思想」として、何んぞや此度、公著の本
甚だ遺憾なきことと、讀者諸兄と共に、大に剖し、
至つた思想の本質を徹底的に、世に剖し、その基
にい折つた思想の本質を徹底的に、世に剖し、その基
と考するものは、青年指導家、警察官、軍人、學生
治家、實業家、青年指導家、警察官、軍人、學生

内容
——(前篇) 思想の危險性、思想の善導の原理、思想の行動、思想の自由、思想の社會の
——(後篇) 思想の危險性、思想の善導の原理、思想の行動、思想の自由、思想の社會の
——(後篇) 思想の危險性、思想の善導の原理、思想の行動、思想の自由、思想の社會の

東京・替振社華章 東目 京黒 市五 外八 中二

350



